

青森市議会要覧

令和6年度版



青森市議会事務局

目 次

市 の 概 要

I 市勢	
1 位置及び面積	1
2 人口と世帯	2
3 市制施行	2
4 職員数	2
5 友好交流都市	2
6 市の木・花・鳥・昆虫	3
7 名誉市民	4
II 市民憲章・都市宣言	6
III 財政状況	
1 令和6年度当初予算総括表	7
2 一般会計歳入	7
3 一般会計歳出（目的別）	8
4 一般会計歳出（性質別）	8
5 財政力指数	8
6 実質公債費比率	8

議 会 の 概 要

I 議会の構成	
1 議員名簿	9
2 党派・会派別一覧表	11
3 当選回数別議員数	11
4 年齢階層別議員数	11
5 会派一覧	12
II 本会議の運営	
1 定例会及び臨時会	13
2 定例会の審議順序例	15
3 一般質問	16
4 総括質疑	17
5 本会議の傍聴	18
6 本会議開催状況（定例会・臨時会別内訳）	19
7 議決結果一覧表	20
8 議決事件内容別件数の推移	21
9 議員提出議案等一覧表	22

III	委員会等の運営等	
1	常任委員会及び常任委員協議会	23
2	特別委員会	26
3	予算特別委員会	28
4	決算特別委員会	30
5	議会運営委員会	32
6	各派代表者会議	34
7	全員協議会	35
8	議会だより編集会議	35
9	議会広報広聴推進会議	36
10	議会選出各種委員等	38
IV	請願・陳情	
1	請願の取扱い	39
2	陳情の取扱い	39
3	請願受理状況一覧表	40
4	陳情受理状況一覧表	41
V	報酬・旅費等	
1	議員報酬	42
2	期末手当	42
3	費用弁償	42
4	視察旅費	43
5	政務活動費	43
6	議員派遣実績一覧表	43
7	視察来訪実績	45
8	議会関係予算	46
VI	議会の広報	
1	会議録	47
2	議会報	47
3	青森ケーブルテレビによる本会議生中継	48
4	青森市議会ホームページ	48
5	議会報告会	48
VII	議会図書室	50
VIII	議会事務局	
1	議会事務局機構図	51
2	事務分掌	52
IX	議事堂の概要	53

資 料 編

I 議長等一覧	
歴代議長	5 4
歴代副議長	5 4
監査委員（議会選出）	5 5
青森地域広域事務組合議会議長	5 6
青森地域広域消防事務組合議会議長	5 7
II 名誉議員	5 8
III 市長等一覧	
歴代市長	6 2
歴代副市長	6 2
歴代浪岡区長	6 3
IV 議会運営委員会申し合わせ事項	6 4

市 の 概 要

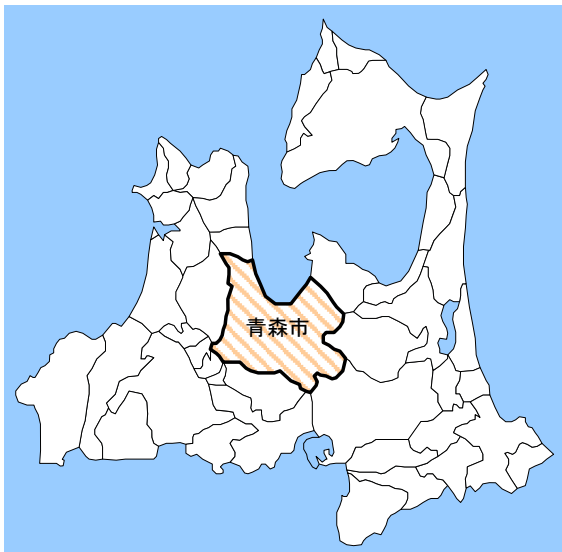
I	市	勢	1
II	市民憲章・都市宣言		6
III	財政状況		7

I 市勢

1 位置及び面積

青森市は、青森県のほぼ中央に位置し、824.61 km² に及ぶ広大な行政区域を有しており、北は陸奥湾に面し、東部と南部には奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰に、西部は広大な津軽平野から津軽山地へと連なるなど、雄大な自然環境に恵まれています。気候は、夏が短く冬が長い冷涼型の気候に属し、特に冬は、積雪量が非常に多く、全域が国の特別豪雪地帯に指定されています。

また、青森県の交通・行政の中心都市として都心部を中心に高度な都市機能が集積し、平成 22 年 12 月の東北新幹線新青森駅の開業、平成 28 年 3 月の北海道新幹線の開業のほか、新たな国際定期チャーター便の就航、大型クルーズ船の寄港など、交通の結節点として高い拠点機能を有しています。さらに、令和 3 年 7 月に世界文化遺産に登録された三内丸山遺跡・小牧野遺跡をはじめ、浪岡城跡などの歴史遺産、市内に点在する豊かな温泉、りんごやホタテ・カシスなどの優れた食材、そして世界に誇る「ねぶた祭」など、本市特有の魅力的な資源に恵まれたまちです。



位 置		合計面積
東経	北緯	824.61 km ²
140° 45'	40° 49'	

令和 6 年 4 月 1 日現在（資料：国土交通省）

都市計画区域等（令和 6 年 4 月 1 日）

市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域		準都市計画区域
		(青森地区)	(浪岡地区)	
50.11 km ²	187.63 km ²	237.74 km ²	77.44 km ²	0.83 km ²

(資料：都市政策課)

2 人口と世帯

区分	人口（人）			世帯数 （世帯）
	総数	男	女	
令和2年国勢調査 （令和2年10月1日現在）	275,192	128,049	147,143	118,483
住民基本台帳 （令和6年4月1日現在）	265,073	123,604	141,469	136,059

3 市制施行

平成17年4月1日 旧青森市と旧浪岡町の新設合併により青森市が誕生

4 職員数（令和6年4月1日現在）

区分	市長 事務部局	企業局	議事 事務局	教育委員会 事務局	選挙管理委員会 事務局
現員数(人)	1,828	330	17	265	7
監査委員 事務局	農業委員会 事務局	青森地域広域 事務組合	合 計		
8	12	423	2,890		

※教育長を含む。

○市職員1人当たりの市民数（令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口による） 93.11人

5 友好交流都市

- ・北海道函館市
平成元年3月13日「青森市・函館市ツインシティ提携に関する盟約」を締結
- ・ハンガリー・ケチケメート市
平成6年8月4日「教育・文化の友好交流に関する協定」を締結
- ・大韓民国・平澤市^{ピョンテク}
平成7年8月28日「教育・文化等の友好交流に関する協定」を締結
- ・中華人民共和国・大連市^{ダイレン}
平成16年12月24日「青森市・大連市経済文化交流委員会設置に関する協定」を締結
- ・鹿児島県屋久島町
平成12年8月5日、合併前の旧浪岡町と旧上屋久町間で「友好盟約」を締結
平成22年1月8日、青森市と屋久島町間で「友好盟約」を再締結
- ・東京都中野区
平成26年4月9日「交流連携協定」を締結
- ・台湾・新竹県^{シンチク}
平成26年10月17日「友好交流に関する協定」を締結

6 市の木・花・鳥・昆虫（平成 17 年 4 月 27 日指定）

市の木…あおもりとどまつ



アオモリの名が木の名前として採用されているのは大変珍しく、市を象徴するのにふさわしい、四季を通じて美しい常緑樹です。

市の花…はまなすの花



多くの歌や詩に詠われるなど、花が大変美しく、可憐で匂いもよく、赤い実がさらに美しさを醸し出しています。

市の鳥…ふくろう



世界諸国で幸せを呼ぶ鳥（ラッキーバード）として親しまれていますが、浪岡地区のりんご園を中心に生息し、大切に守られている貴重な鳥です。

市の昆虫…ホタル



豊かな自然の象徴であり、昔から人々に親しまれていますが、細越地区や吉野田地区などに生息し、大切に守られている貴重な昆虫です。

（写真及び記事：青森市ホームページ）

7 名誉市民

棟方 志功（むなかた しこう）氏 1903年～1975年（昭和44年2月17日推戴）



早くから画業に研さんを重ね、わが国版画界における最高峰であるのみならず、世界のムナカタとして郷土青森の名を高めました。昭和45年、県人初の文化勲章を受章。

横山 實（よこやまみのる）氏 1903年～1974年（昭和48年7月13日推戴）



戦災で荒廃した青森市の復興に貢献し、4期16年（昭和22年～38年）にわたって市政を担当、現在の本市の基礎をつくりあげました。

石館 守三（いしだて もりぞう）氏 1901年～1996年（昭和63年5月15日推戴）



東京大学薬学部長などを歴任。強心剤「ビタカンファー注射液」や、がんの化学療法剤「ナイトロミン」を創製しました。また、ハンセン病の治療薬「プロミン」の国内初の合成にも成功し、さらに、国に「らい予防法」の廃止を呼びかける（1996年廃止）など、ハンセン病に苦しむ人々に明るい希望を与えました。

淡谷 のり（あわや のり）氏 1907年～1999年（平成10年6月22日推戴）



「ブルースの女王・淡谷のり子」として日本の歌謡史上に確固たる地位を築き、激動の昭和時代、国民に歌の感動のみならず勇気と希望を与えてくれました。昭和47年に紫綬褒章、昭和57年勲四等宝冠章を受章。

三浦 雄一郎 (みうら ゆういちろう) 氏 1932年～ (平成20年11月3日推戴)



世界七大陸最高峰のスキー滑降を完全達成し、七十歳代で二度、世界最高峰エベレスト登頂に成功するなど、冒険家・プロスキーヤーとして国内外で高く評価されています。また、クラーク記念国際高等学校の校長として、青少年の可能性を育む教育活動にも尽力しています。

平成25年5月23日には、史上最高齢80歳にして3度目のエベレスト(8,848m)登頂に成功し、日本のみならず、世界中を感動させました。

市では、この多大なる功績をたたえ、平成25年7月27日、三浦雄一郎氏に対し「青森市名誉市民特別功労賞」を贈りました。

(写真及び記事：青森市ホームページ)

Ⅱ 市民憲章・都市宣言

青森市民憲章（平成17年4月27日制定）

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし 美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き 活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい 明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び いきがいを感じるまちにしましょう

「男女共同参画都市」青森宣言（平成8年10月22日）

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う

性別を超え

世代を超え

時代を超え

人と協調し 人を信頼できる

誇り高い人間でありたい

すべての人の自立と平等をめざして
青森は ここに「男女共同参画都市」を宣言します

Ⅲ 財政状況

1 令和6年度当初予算総括表

(単位：千円、%)

	令和6年度		令和5年度		増減率	
	予算額	構成比	予算額	構成比		
一 般 会 計	128,624,000 (125,471,600)	49.0	122,907,000 (122,278,100)	47.3	4.7 (2.6)	
特別会計	競 輪 事 業	27,550,945	10.5	29,807,920	11.5	△ 7.6
	国 民 健 康 保 険 事 業	25,646,722	9.8	26,163,339	10.1	△ 2.0
	宅 地 造 成 事 業	0	0.0	94,278	0.0	△ 100.0
	卸 売 市 場 事 業	814,791	0.3	808,709	0.3	0.8
	介 護 保 険 事 業	31,424,141	12.0	32,626,021	12.6	△ 3.7
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	145,990	0.0	124,833	0.0	16.9
	後 期 高 齢 者 医 療	3,982,692	1.5	3,935,144	1.5	1.2
	駐 車 場 事 業	227,079	0.1	223,888	0.1	1.4
小 計	89,792,360	34.2	93,784,132	36.1	△ 4.3	
企業会計	病 院 事 業	13,817,335	5.3	13,993,232	5.4	△ 1.3
	下 水 道 事 業	16,724,162	6.4	16,415,802	6.3	1.9
	農 業 集 落 排 水 事 業	574,636	0.2	577,730	0.2	△ 0.5
	水 道 事 業	9,944,341	3.8	9,226,857	3.6	7.8
	自 動 車 運 送 事 業	2,977,844	1.1	2,881,484	1.1	3.3
小 計	44,038,318	16.8	43,095,105	16.7	2.2	
計	262,454,678 (259,302,278)	100.0	259,786,237 (259,157,337)	100.0	1.0 (0.1)	

※ () は、公債費負担平準化のための借換分 (R6:3,152,400千円、R5:628,900千円) を除いた額

2 一般会計歳入

(単位：千円、%)

款	令和6年度		令和5年度		増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比	
市 税	33,563,211	26.1	34,241,687	27.9	△ 2.0
地 方 譲 与 税	966,792	0.7	918,396	0.8	5.3
利 子 割 交 付 金	17,310	0.0	14,292	0.0	21.1
配 当 割 交 付 金	83,889	0.1	108,771	0.1	△ 22.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,888	0.1	56,991	0.0	47.2
法 人 事 業 税 交 付 金	506,739	0.4	512,708	0.4	△ 1.2
地 方 消 費 税 交 付 金	6,935,901	5.4	7,312,574	6.0	△ 5.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,505	0.0	17,969	0.0	14.1
環 境 性 能 割 交 付 金	79,888	0.1	68,347	0.1	16.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,080	0.0	3,123	0.0	△ 1.4
地 方 特 例 交 付 金	1,354,450	1.0	279,267	0.2	385.0
地 方 交 付 税	28,838,627	22.4	27,170,533	22.1	6.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	33,966	0.0	37,648	0.0	△ 9.8
分 担 金 及 び 負 担 金	558,049	0.4	570,803	0.5	△ 2.2
使 用 料 及 び 手 数 料	1,499,064	1.2	1,614,830	1.3	△ 7.2
国 庫 支 出 金	29,430,054	22.9	28,618,258	23.3	2.8
県 支 出 金	9,161,678	7.1	9,725,627	7.9	△ 5.8
財 産 収 入 金	295,641	0.2	302,913	0.2	△ 2.4
寄 附 金	858,689	0.7	756,944	0.6	13.4
繰 入 金	3,430,283	2.7	2,409,475	2.0	42.4
繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0.0
諸 収 入	3,545,737	2.8	1,478,303	1.2	139.9
市 債	7,356,558 (4,204,158)	5.7 (3.4)	6,687,540 (6,058,640)	5.4 (5.0)	10.0 (△ 30.6)
歳 入 合 計	128,624,000 (125,471,600)	100.0	122,907,000 (122,278,100)	100.0	4.7 (2.6)

※ () は、公債費負担平準化のための借換分 (R6:3,152,400千円、R5:628,900千円) を除いた額

3 一般会計歳出（目的別）

（単位：千円、％）

款	令和6年度		令和5年度		増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比	
議 会 費	599,786	0.5	596,304	0.5	0.6
総 務 費	12,676,672	9.9	8,855,396	7.2	43.2
民 生 費	58,867,634	45.8	57,134,770	46.5	3.0
衛 生 費	9,093,161	7.1	8,600,834	7.0	5.7
労 働 費	30,726	0.0	29,326	0.0	4.8
農 林 水 産 業 費	1,526,711	1.2	1,596,753	1.3	△ 4.4
商 工 費	1,959,997	1.5	2,331,518	1.9	△ 15.9
土 木 費	11,977,281	9.3	12,034,060	9.8	△ 0.5
消 防 費	4,157,472	3.2	4,124,572	3.4	0.8
教 育 費	10,955,648	8.5	13,506,075	11.0	△ 18.9
災 害 復 旧 費	1	0.0	1	0.0	0.0
公 債 費	15,590,260	12.1	13,315,112	10.8	17.1
	(12,437,860)	(9.9)	(12,686,212)	(10.4)	(△ 2.0)
諸 支 出 金	1,088,651	0.8	682,279	0.5	59.6
予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	128,624,000	100.0	122,907,000	100.0	4.7
	(125,471,600)		(122,278,100)		(2.6)

※（ ）は、公債費負担平準化のための借換分（R6:3,152,400千円、R5:628,900千円）を除いた額

4 一般会計歳出（性質別）

（単位：千円、％）

区分	令和6年度		令和5年度		増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比	
消 費 的 経 費	122,227,317	95.1	114,469,498	93.1	6.8
人 件 費	14,232,452	11.1	13,583,634	11.1	4.8
扶 助 費	42,133,135	32.8	41,825,128	34.0	0.7
公 債 費	15,590,260	12.1	13,315,112	10.8	17.1
義 務 的 経 費 計	71,955,847	56.0	68,723,874	55.9	4.7
物 件 費	15,615,365	12.1	15,251,757	12.4	2.4
維 持 補 修 費	4,023,362	3.1	3,967,043	3.2	1.4
補 助 費 等	16,779,003	13.1	13,398,353	10.9	25.2
繰 出 金	12,240,873	9.5	12,203,214	9.9	0.3
積 立 金	1,305,935	1.0	411,621	0.3	217.3
投 資 及 び 出 資 金	0	0.0	0	0.0	-
貸 付 金	206,932	0.2	413,636	0.3	△ 50.0
そ の 他	100,000	0.1	100,000	0.1	0.0
投 資 的 経 費	6,396,683	4.9	8,437,502	6.9	△ 24.2
普 通 建 設 事 業 費	6,396,682	4.9	8,437,501	6.9	△ 24.2
補 助 事 業 費	2,964,978	2.3	6,628,952	5.4	△ 55.3
単 独 事 業 費	3,105,083	2.4	1,758,838	1.4	76.5
国 直 轄 事 業 負 担 金	270,000	0.2	0	0.0	-
県 営 事 業 負 担 金	56,621	0.0	49,711	0.0	13.9
災 害 復 旧 費	1	0.0	1	0.0	0.0
歳 出 合 計	128,624,000	100.0	122,907,000	100.0	4.7

5 財政力指数（令和4年度決算状況による）： 0.56

6 実質公債費比率（令和4年度決算状況による）： 12.1

議会の概要

I	議会の構成	9
II	本会議の運営	13
III	委員会等の運営等	23
IV	請願・陳情	39
V	報酬・旅費等	42
VI	議会の広報	47
VII	議会図書室	50
VIII	議会事務局	51
IX	議事堂の概要	53

I 議会の構成

1 議員名簿（令和6年4月1日現在）

議長 奈良岡 隆（令和4年11月28日就任）
 副議長 木戸 喜美男（令和4年11月28日就任）
 任期 令和4年11月26日～令和8年11月25日
 議員定数 条例定数32名・現員数32名

議席 番号	氏 名	住 所	電話番号	年 齢	会 派 名	当選 回数
1	山 田 千 里	桜川二丁目2-2	017-741-8204	55	日本共産党	1
2	相 馬 純 子	赤坂一丁目35-1	090-9038-3448	64	無 所 属	1
3	小 熊 ひと美	花園一丁目7-14	017-742-6728	68	立憲民主・社民	1
4	中 村 美津緒	新城字山田601-7	017-787-1162	50	無 所 属	3
5	奈 良 祥 孝	岡造道三丁目4-33	017-741-6333	63	市民クラブ	9
6	工 藤 夕 介	新田二丁目25-17	017-781-4497	50	公 明 党	1
7	中 田 靖 人	原別一丁目2-38	017-736-3651	52	自民クラブ	5
8	関 貴 光	新城字平岡128-87	017-772-0911	32	自民クラブ	1
9	万 徳 なお子	幸畑一丁目20-22	017-752-1154	60	日本共産党	2
10	赤 平 勇 人	新城字平岡160-1181	017-772-0512	33	日本共産党	2
11	蛭 名 和 子	駒込字桐ノ沢3-52	017-742-2727	70	立憲民主・社民	2
12	木 村 淳 司	千刈一丁目19-66	050-3637-3410	32	創 青 会	1
13	竹 山 美 虎	桜川四丁目16-6	017-752-1614	63	市民クラブ	4
14	軽 米 智雅子	西大野二丁目3-13	017-753-2121	62	公 明 党	3
15	柿 崎 孝 治	羽白字沢田70-4	017-718-5675	62	自民クラブ	1
16	澁 谷 洋 子	八ツ役字芦谷319-7	017-739-7906	41	自民クラブ	2
17	天 内 慎 也	浪岡大字長沼字北藤巻36-13	0172-62-4335	50	日本共産党	4
18	村 川 みどり	浪館前田四丁目21-3	017-781-6809	51	日本共産党	5
19	藤 田 誠	沖館一丁目8-31	017-782-5043	70	立憲民主・社民	4
20	館 山 善 也	古川二丁目3-17	017-777-5623	56	創 青 会	4
21	木 戸 喜美男	新城字福田7-1	017-788-3426	71	創 青 会	4
22	工 藤 健	矢田前字本泉23-59	017-726-5770	67	市民クラブ	4
23	山 本 武 朝	筒井字八ツ橋205-21	017-738-5221	65	公 明 党	4
24	小豆畑 緑	新城字山田665-42	017-788-5813	78	自民クラブ	6
25	長谷川 章 悦	浪岡大字北中野字天王101-2	0172-62-2306	75	自民クラブ	9

議席 番号	氏 名	住 所	電話番号	年 齢	会 派 名	当選 回数
26	奈良岡 隆	桜川二丁目4-5	017-742-0302	73	無所属	5
27	小倉 尚裕	浪岡大字浪岡字稲村19-9	0172-62-2059	66	創青会	7
28	里村 誠悦	幸畑一丁目8-3	017-728-3894	75	創青会	6
29	木下 靖	桂木三丁目15-22	017-776-2513	63	市民クラブ	6
30	渡部 伸広	石江字平山2番地429 ドウ・ファミーユ 203号	017-787-0439	56	公明党	5
31	花田 明仁	自由ヶ丘二丁目12-16	017-741-2880	71	自民クラブ	7
32	大矢 保	野沢字川部24	017-739-3299	73	自民クラブ	8

※当選回数は、旧市町議会での当選回数を含む。

2 党派・会派別一覧表（令和6年4月1日現在）

党派 会派	自 由 民主党	日 本 共産党	公明党	立 憲 民主党	社 会 民主党	参政党	無所属	合計
自民クラブ	6						2	8
創 青 会	3					1	1	5
日本共産党		5						5
市民クラブ				1			3	4
公 明 党			4					4
立憲民主・社民				2	1			3
無 所 属							3	3
合 計	9	5	4	3	1	1	9	32

（単位：人）

3 当選回数別議員数（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	合計
議員数	7	4	2	7	4	3	2	1	2	32

※当選回数は、旧市町議会での当選回数を含む。

4 年齢階層別議員数（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

年齢階層	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	合計
議員数	3	1	8	11	9	32

5 会派一覧（令和6年4月1日現在）

自民クラブ（8人）		市民クラブ（4人）	
ﾀﾞｲﾚｸﾄ 017-734-5692		ﾀﾞｲﾚｸﾄ 017-734-5698	
（内）6009・6010・6011		（内）6021・6022	
会 長	花 田 明 仁	代 表 長	木 下 靖
顧 問	大 矢 保	幹 事 長	工 藤 健
”	長谷川 章 悦		奈 良 祥 孝
会 長 代 行	小豆畑 緑		竹 山 美 虎
幹 事 長	中 田 靖 人	公明党（4人）	
幹 事 長 代 行	澁 谷 洋 子	ﾀﾞｲﾚｸﾄ 017-734-5697	
”	柿 崎 孝 治	（内）6019・6020	
事 務 局 長	関 貴 光	幹 事 長	山 本 武 朝
創青会（5人）		顧 問	渡 部 伸 広
ﾀﾞｲﾚｸﾄ 017-734-5694		副 幹 事 長	軽 米 智 雅 子
（内）6025・6026		幹 事	工 藤 夕 介
会 長	里 村 誠 悦	立憲民主・社民（3人）	
幹 事 長	小 倉 尚 裕	ﾀﾞｲﾚｸﾄ 017-734-5857	
	木 戸 喜 美 男	（内）6031・6032	
事 務 局 長	館 山 善 也	代 表	蛭 名 和 子
	木 村 淳 司	副 代 表	藤 田 誠
日本共産党（5人）		幹 事 長	小 熊 ひと美
ﾀﾞｲﾚｸﾄ 017-734-5696		無所属（3人）	
（内）6017・6018・6012		ﾀﾞｲﾚｸﾄ 017-734-5699	
代 表	村 川 みどり	（内）6024	
幹 事 長	天 内 慎 也		相 馬 純 子
	万 徳 なお子	ﾀﾞｲﾚｸﾄ 017-734-5699	
	赤 平 勇 人	（内）6023	
	山 田 千 里		中 村 美 津 緒
		ﾀﾞｲﾚｸﾄ 017-734-5699	
		（内）6023	
			奈 良 岡 隆

Ⅱ 本会議の運営

1 定例会及び臨時会

定例会は、年4回と定められており、開会の月は、慣例として、おおむね3月（当初予算等）、6月（補正予算等）、9月（補正予算、各会計決算等）、12月（補正予算等）としている。

会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

臨時会は、必要に応じて開かれる。

(1) 議事日程

議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその審議順序等を記載した議事日程をあらかじめ議会運営委員会に諮って決定する。

なお、議事日程は会議の当日議場に配付する。

(2) 会議時間

午前10時から午後5時までと定めている。

(3) 休 会

市の休日は休会とし、議事の都合その他必要があるときは議会の議決で休会とすることができる。

(4) 市長提出議案

市長が招集日に提出を予定している議案は、招集告示日に議会運営委員会において市当局から説明を受けた後、議員に電磁的方法により配付する。

なお、人事案については、あらかじめ各派代表者会議及び議会運営委員会に氏名、経歴等を報告し、最終日の本会議でこれを議決する。

(5) 議員提出議案

議員が議案を提出しようとするときは、その案に理由をつけ、地方自治法第112条第2項の規定によるもの（団体意思の決定である条例案等）については議員定数の12分の1以上（3人以上）の、その他のもの（機関意思の決定である決議案、意見書案）については3人以上の賛成者が連署して議長に提出しなければならない。

議員提出議案は、原則として開会日から受け付けし、翌日（市の休日に当たる場合はその翌日）の午後5時に締め切るものとする。

(6) 質問・質疑の通告及び発言

会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事の進行及び一身上の弁明等については、この限りでな

い。

なお、緊急質問については、あらかじめ議会運営委員会の了承を得た上で、議会の同意を得て行う。

(7) 議場出席説明員

地方自治法第 121 条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の説明員の出席を求めている。

なお、原則として部長級以上が出席しており、毎年度始めに各派代表者会議及び議会運営委員会に対し市当局から出席者及び席図について報告している。

(8) 予算及び決算に係る議案の審査方法

予算に係る審査については、20 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。また、決算に係る審査については、20 人（9 月）の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。

なお、委員の人数は、原則として各会派の所属議員数の比例按分による。

2 定例会の審議順序例（参考：令和6年第1回定例会）

日 程	会議区分	会 議 内 容	備 考
第 1 日	本 会 議	◎開会 ◎会議録署名議員の指名 ◎会期の決定 ◎議案一括上程 ◎議案提案理由説明	会議録署名議員は会期を通じて2名を指名する
第 2～7 日	休 会 〔議案熟考のため〕		※第2日 請願・議員提出議案提出締切（開会日翌日午後5時）
第 8 日	本 会 議	◎一般質問	
第 9～11 日	休 会		
第 12～15 日	本 会 議	◎一般質問	※第12日 追加議案があれば上程し、総括質疑の対象とする 総括質疑通告締切（一般質問2日目正午）
第 16 日	本 会 議	◎提出議案に対する総括質疑 ◎予算特別委員会設置及び委員の選任 ◎議案・請願所管委員会付託	※第3回定例会においては、決算特別委員会の設置及び委員の選任が加わる
	委 員 会	・予算特別委員会組織会 ・各常任委員会付託事件審査 総務企画常任委員会 文教経済常任委員会 都市建設常任委員会 民生環境常任委員会	※第3回定例会においては、決算特別委員会組織会が加わる
第 17～20 日	休 会		※第19日 閉会日の質疑・討論通告締切（予算特別委員会最終日午後5時）
第 21 日	議案審査 (委員会) 等のため	・予算特別委員会付託事件審査	
第 22 日		・予算特別委員会付託事件審査	
第 23 日		・予算特別委員会付託事件審査	
第 24～32 日			
第 33 日	本 会 議	◎各委員長報告に対する質疑・討論・採決 ◎閉会	

「◎」は本会議、「・」は委員会

※予算特別委員会の開催日数は、第1回定例会において3日間、第2回、第3回及び第4回定例会において2日間開催する。また、決算特別委員会は、第3回定例会において予算特別委員会開催前に2日間開催する。（平成19年から）

3 一般質問

(1) 発言通告書の提出時期

告示日から受け付けし、開会日の2日前（市の休日は日数に算入しない）の正午を締切りとする。

(2) 通告内容の記載方法

発言通告書は、質問事項を具体的に記入する。

(3) 発言順位

議会運営委員会において、抽選により決定する。

(4) 通告内容の調整

内容が重複するもの及び是正する必要があると認められるものについては、あらかじめ議会運営委員会において調整を図る。

(5) 発言内容の制限

通告外の質問は許可しない。

(6) 質問の形態

一問一答方式または一括方式の選択制とする。

①一問一答方式（質問回数 制限なし）

- ・ 1回目の質問 … 一括質問（議員登壇）、一括答弁（理事者登壇）
- ・ 2回目以降の質問 … 一問一答（議員、理事者ともに自席）

②一括方式（質問回数 制限なし）

- ・ 1回目の質問 … 一括質問（議員登壇）、一括答弁（理事者登壇）
- ・ 2回目以降の質問 … 一括質問、一括答弁（議員、理事者ともに自席）

(7) 発言時間

発言時間は質問と理事者の答弁までを含め、1人60分以内とする。

(8) 一般質問の日数

原則として4日間とする。ただし、一般質問者数が多い場合は、5日間をもって消化する。

4 総括質疑

(1) 発言通告書の提出時期

開会日から受け付けし、一般質問 2 日目の正午を締切りとする。

(2) 通告内容の記載方法

項目別にできるだけ具体的に記入し、特に予算議案、決算議案にあっては款・項を明記する。

(3) 発言順位

議会運営委員会において、抽選により決定する。

(4) 通告内容の調整

内容が重複するもの及び是正する必要があると認められるものについては、あらかじめ議会運営委員会において調整を図る。

(5) 発言内容の制限

通告外の質疑は許可しない。

(6) 質疑の形態及び発言回数

議員、理事者ともに自席で行う。発言回数は、同一項目について 3 回までとする。

(7) 発言時間

制限していない。

(8) 総括質疑の日数

1 日間で実施している。

(9) 質疑の制限

所管委員会（予算及び決算特別委員会を含む）の委員は、所管に関わる議案についての総括質疑を遠慮する。

5 本会議の傍聴

(1) 傍聴券（傍聴証）の交付

一般の傍聴者に対しては、会議当日のみ傍聴できる傍聴券を先着順で交付し、住所、氏名、年齢を記入していただいている。また、報道関係者及び市職員で議長が特に必要と認めた者には、会期を通じて傍聴できる傍聴証を交付している。（基本的に市政記者に交付している。）

(2) 傍聴席

一般席と報道関係者席に分かれており、一般席 87 席、報道関係者席 14 席を設けている。また、一般席の最前列等の席は、高齢者や障がいのある方の優先席としている。

(3) 本会議傍聴者数

定例会 臨時会の別	会 期		本会議 (日)	傍聴者数 (人)
	(月・日)	日数		
令和5年 第1回臨時会	4.28	1日	1日	3人
令和5年 第2回定例会	6.28～7.25	28日	8日	122人
令和5年 第3回定例会	8.29～9.28	31日	7日	69人
令和5年 第4回定例会	11.30～12.26	27日	8日	80人
令和6年 第1回定例会	2.22～3.25	33日	8日	94人
合 計		120日	32日	368人

6 本会議開催状況（定例会・臨時会別内訳）

定例会 臨時会の別	会期		本会議 (日)	実質会議時間 (時間：分)	会議時間 (時間：分)
	(月・日)	日数			
令和5年 第1回臨時会	4.28	1日	1日	1：17	1：17
令和5年 第2回定例会	6.28～7.25	28日	8日	26：44	34：37
令和5年 第3回定例会	8.29～9.28	31日	7日	22：26	28：52
令和5年 第4回定例会	11.30～12.26	27日	8日	26：09	33：15
令和6年 第1回定例会	2.22～3.25	33日	8日	28：40	36：02
合 計		120日	32日	105：16	134：03

7 議決結果一覧表

		令和5年				令和6年	合 計		
		第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	第1回 定例会			
市長提出議案	総 数	1	9	22	36	91	159		
	内 訳	条 例	0	6	3	7	19	35	
		予 算	1	1	10	15	63	90	
		決 算	0	0	6	0	0	6	
		専決処 分	条 例	0	0	0	0	0	0
			予 算	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
		その 他	人 事	0	2	3	3	5	13
	その他		0	0	0	11	4	15	
	議決結果	原案可決	1	7	13	33	86	140	
		修正可決	0	0	0	0	0	0	
		否 決	0	0	0	0	0	0	
		認 定	0	0	4	0	0	4	
		原案可決及び認定	0	0	2	0	0	2	
承 認		0	0	0	0	0	0		
同 意		0	2	3	3	5	13		
撤 回		0	0	0	0	0	0		
継続審査		0	0	0	0	0	0		
審議未了	0	0	0	0	0	0			
諮 問 (議決結果 答申)	総 数	0	0	0	0	0	0		
	認 容	0	0	0	0	0	0		
	棄 却	0	0	0	0	0	0		
	却 下	0	0	0	0	0	0		
議員提出議案	総 数	0	6	6	8	10	30		
	内 訳	意 見 書	0	6	6	8	9	29	
		決 議	0	0	0	0	0	0	
		条 例	0	0	0	0	1	1	
	議決結果	その 他	0	0	0	0	0	0	
		原案可決	0	3	4	6	6	19	
否 決		0	3	2	2	4	11		

※ 市長提出議案中の「その他」には地方自治法第96条第1項第4号から第15号までに定める事項を、議員提出議案中の「その他」には意見書、決議及び条例に含まれない事件（会議規則等）をまとめている。

8 議決事件内容別件数の推移

		令和5年				令和6年	合 計
		第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	第1回 定例会	
市長提出議案	条例の新規制定	0	0	0	0	0	0
	条例の改正	0	6	3	7	19	35
	条例の廃止	0	0	0	0	0	0
	予算・決算	1	1	16	15	63	96
	人 事	0	2	3	3	5	13
	工事請負契約の結 締	0	0	0	2	0	2
	包括外部監査結 約の締結	0	0	0	0	1	1
	市道路線の定 止・認	0	0	0	2	0	2
	指定管理者の定 指	0	0	0	6	2	8
	そ の 他	0	0	0	1	1	2
	合 計	1	9	22	36	91	159
(うち専決処分)	0	0	0	0	0	0	
議員提出議案	意 見 書	0	6	6	8	9	29
	決 議	0	0	0	0	0	0
	条 例	0	0	0	0	1	1
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	6	6	8	10	30

9 議員提出議案等一覧表

提出時期	議案番号	件名	議決年月日	結果	意見書等提出先
令和5年第2回定例会	14	最低賃金の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書	R5.7.25	否決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
令和5年第2回定例会	15	保育士の配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書	R5.7.25	否決	内閣総理大臣、厚生労働大臣、こども政策大臣、衆議院議長、参議院議長
令和5年第2回定例会	16	マイナンバーカードと被保険者証の一体化の中止を求める意見書	R5.7.25	否決	内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣、衆議院議長、参議院議長
令和5年第2回定例会	17	生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書	R5.7.25	原案可決	財務大臣、文部科学大臣、環境大臣
令和5年第2回定例会	18	特別支援学校・学級棟への教員等の適切な配置を求める意見書	R5.7.25	原案可決	財務大臣、文部科学大臣
令和5年第2回定例会	19	薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書	R5.7.25	原案可決	厚生労働大臣
令和5年第3回定例会	20	再審法（刑事訴訟法）改正を求める意見書	R5.9.28	否決	内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長
令和5年第3回定例会	21	治安維持法犠牲者に関する意見書	R5.9.28	否決	内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長
令和5年第3回定例会	22	乗用草刈り機の軽自動車税種別割における課税区分の検討を求める意見書	R5.9.28	原案可決	総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
令和5年第3回定例会	23	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書	R5.9.28	原案可決	厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、感染症危機管理担当大臣
令和5年第3回定例会	24	脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進を求める意見書	R5.9.28	原案可決	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣
令和5年第3回定例会	25	ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書	R5.9.28	原案可決	文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣
令和5年第4回定例会	26	A L P S 処理水の海洋放出の中止と処理水削減の抜本的な対策強化を求める意見書	R5.12.26	否決	内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長
令和5年第4回定例会	27	記録的猛暑から命を守るための対策強化を求める意見書	R5.12.26	原案可決	内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長
令和5年第4回定例会	28	フリースクールを利用する子どもたちへの支援強化を求める意見書	R5.12.26	原案可決	内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長
令和5年第4回定例会	29	聴力に関する身体障害者障害程度等級認定基準の見直しを求める意見書	R5.12.26	原案可決	厚生労働大臣
令和5年第4回定例会	30	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書	R5.12.26	否決	内閣総理大臣、厚生労働大臣
令和5年第4回定例会	31	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書	R5.12.26	原案可決	財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣
令和5年第4回定例会	32	食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書	R5.12.26	原案可決	文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、こども政策担当大臣、消費者及び食品安全担当大臣
令和5年第4回定例会	33	認知症との共生社会の実現を求める意見書	R5.12.26	原案可決	総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣
令和6年第1回定例会	1	青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.25	否決	*****
令和6年第1回定例会	2	地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定についての一部改正について	R6.3.25	原案可決	*****
令和6年第1回定例会	3	恒久的に安定した小・中学校の学校給食費の無償化の取組を求める意見書	R6.3.25	原案可決	青森県知事
令和6年第1回定例会	4	企業・団体献金の全面禁止等に関する意見書	R6.3.25	否決	内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長
令和6年第1回定例会	5	中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書	R6.3.25	否決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長
令和6年第1回定例会	6	地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書	R6.3.25	原案可決	経済産業大臣、環境大臣
令和6年第1回定例会	7	若者のオーバードーズ（薬の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書	R6.3.25	原案可決	厚生労働大臣、孤独・孤立対策担当大臣
令和6年第1回定例会	8	国内全ての原発の廃止を求める意見書	R6.3.25	否決	内閣総理大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、衆議院議長、参議院議長
令和6年第1回定例会	9	訪問介護報酬引下げの撤回等を求める意見書	R6.3.25	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
令和6年第1回定例会	10	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	R6.3.25	原案可決	内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、衆議院議長、参議院議長

Ⅲ 委員会等の運営等

議会には、委員会条例の規定による委員会及び会議規則の規定による議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整を行うための場が設置されている。

委員会は、常時設置される常任委員会、必要に応じて設置される特別委員会及び議会の運営等について協議する議会運営委員会があり、議案（人事案及び議員提出議案を除く）、請願等については所管の委員会に付託される。また、議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、各派代表者会議、全員協議会、常任委員協議会、議会だより編集会議及び議会広報広聴推進会議が常時設置されている。

この他、法令等の定めや関係機関等からの依頼により、監査委員、一部事務組合議員、附属機関の委員等を議会内から選出している。

1 常任委員会及び常任委員協議会

(1) 定数及び任期

4つの常任委員会が設置されており、各常任委員会の定数は8名で、任期は2年としている。

なお、常任委員協議会もこれに準ずる。

(2) 委員会の開催

議会の会期中に議案等の審査がある場合、また、閉会中の継続審査案件がある場合は、常任委員会として開催している。

なお、報告事項や協議事項のみの場合は、常任委員協議会として開催しており、議会運営委員会申し合わせにより、閉会中は原則として毎月21日に開催している。

(3) 所管事項及び名簿（令和6年4月1日現在）

委員会名	所管事項	委員
総務企画常任委員会 (定数8名)	総務部、企画部、税務部、浪岡振興部（他の常任委員会の所管に属することを除く。）、消防、選挙管理委員会、監査委員及び出納に関すること。	委員長 澁谷 洋子
		副委員長 長谷川 章悦
		委員 奈良 祥孝
		〃 村川 みどり
		〃 藤田 誠
		〃 舘山 善也
		〃 里村 誠悦 〃 渡部 伸広

委員会名	所管事項	委員
文教経済常任委員会 (定数8名)	市民部、経済部、農林水産部、教育委員会及び農業委員会に関すること。	委員長 工藤 健 副委員長 万徳 なお子 委員 相馬 純子 〃 小熊 ひと美 〃 柿崎 孝治 〃 山本 武朝 〃 奈良岡 隆裕 〃 小倉 尚裕
都市建設常任委員会 (定数8名)	都市整備部、企業局水道部及び企業局交通部に関すること。	委員長 花田 明 仁 副委員長 木村 淳 司 委員 中田 靖 人 〃 蛭名 和 子 〃 軽米 智雅子 〃 天内 慎 也 〃 木下 靖保 〃 大矢
民生環境常任委員会 (定数8名)	環境部、福祉部、保健部及び病院に関すること。	委員長 赤平 勇 人 副委員長 工藤 夕 介 委員 山田 千 里 〃 中村 美津緒 〃 関 貴 光 〃 竹山 美 虎 〃 木戸 喜美男 〃 小豆畑 緑

(4) 開催概要

開催内容		委員会名	総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会	備考
令和5年 4月	開催月日		4月21日	4月21日	4月21日	4月21日	
	会議時間(分)		10:00 ~ 10:20 0:20	9:59 ~ 10:24 0:25	10:58 ~ 11:36 0:38	11:00 ~ 11:11 0:11	
	会議種別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
5月	開催月日		5月19日	5月19日	5月19日	5月19日	
	会議時間(分)		10:59 ~ 11:15 0:16	10:59 ~ 11:36 0:37	10:00 ~ 10:13 0:13	10:00 ~ 10:24 0:24	
	会議種別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
6月	開催月日		6月20日	6月20日	6月20日	6月20日	
	会議時間(分)		9:59 ~ 10:32 0:33	9:58 ~ 10:24 0:26	10:58 ~ 11:30 0:32	10:58 ~ 11:06 0:08	
	会議種別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
7月	開催月日		7月11日	7月11日	7月11日	7月11日	
	会議時間(分)		11:00 ~ 11:33 0:33	11:03 ~ 11:45 0:42	10:23 ~ 10:50 0:27	10:25 ~ 10:53 0:28	
	会議種別		委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (1人)	8人中8人 (1人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (2人)	
8月	開催月日		8月21日	8月21日	8月21日	8月21日	
	会議時間(分)		10:00 ~ 10:24 0:24	9:59 ~ 10:40 0:41	11:00 ~ 11:55 0:55	10:59 ~ 11:55 0:56	
	会議種別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
9月	開催月日		9月12日	9月12日	9月12日	9月12日	
	会議時間(分)		11:24 ~ 11:36 0:12	11:15 ~ 11:24 0:09	10:40 ~ 11:12 0:32	10:39 ~ 11:02 0:23	
	会議種別		協議会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中8人 (1人)	8人中7人 (3人)	8人中7人 (0人)	
10月	開催月日		10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	
	会議時間(分)		9:59 ~ 10:44 0:45	9:58 ~ 11:20 1:22	11:01 ~ 11:45 0:44	11:28 ~ 11:55 0:27	
	会議種別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
11月	開催月日		11月21日	11月21日	11月21日	11月21日	
	会議時間(分)		11:02 ~ 11:32 0:30	10:59 ~ 11:38 0:39	9:58 ~ 10:32 0:34	9:58 ~ 10:35 0:37	
	会議種別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
12月	開催月日		12月13日	12月13日	12月13日	12月13日	
	会議時間(分)		10:30 ~ 11:14 0:44	10:27 ~ 11:55 1:28	11:24 ~ 11:58 0:34	12:06 ~ 12:26 0:20	
	会議種別		委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中8人 (1人)	8人中6人 (0人)	8人中8人 (0人)	
令和6年 1月	開催月日		1月19日	1月19日	1月19日	1月19日	
	会議時間(分)		11:00 ~ 11:11 0:11	10:59 ~ 11:31 0:32	10:00 ~ 10:27 0:27	9:57 ~ 10:23 0:26	
	会議種別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	
2月	開催月日		2月14日	2月14日	2月14日	2月14日	
	会議時間(分)		9:58 ~ 10:58 1:00	9:59 ~ 10:59 1:00	11:13 ~ 11:44 0:31	11:08 ~ 12:29 1:21	
	会議種別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中7人 (0人)	8人中7人 (0人)	
3月	開催月日		3月8日	3月8日	3月8日	3月8日	
	会議時間(分)		11:30 ~ 12:29 0:59	11:39 ~ 12:29 0:50	10:25 ~ 11:13 0:48	10:23 ~ 11:26 1:03	
	会議種別		委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	
視 察			総務企画常任委員会 (10月：富山市、長野市)、文教経済常任委員会 (10月：長崎市、宮崎市) 都市建設常任委員会 (10月：船橋市、市川市)、民生環境常任委員会 (10月：西宮市、姫路市)				

2 特別委員会

(1) 定数

議決により設置される特別委員会のうち、予算特別委員会及び決算特別委員会を除く特別委員会については、現在、2つの特別委員会が設置されており、当該2特別委員会の定数は8名としている。

(2) 委員会の開催

これらの特別委員会は、閉会中も委員会活動ができるよう、毎会期閉会日に閉会中の継続審査に付する旨の議決を行い、必要に応じて開催している。

(3) 所管事項及び名簿（令和6年4月1日現在）

委員会名	所管事項	委員
雪対策特別委員会 (定数8名)	雪対策に関すること。	委員長 山本武朝 副委員長 竹山美虎 委員 相馬純子 〃 赤平勇人 〃 舘山善也 〃 木戸喜美男 〃 小豆畑 緑 〃 小倉 尚裕
危機管理対策 特別委員会 (定数8名)	防災に関すること（雪害を除いた自然災害に限る。）。 感染症対策に関すること。	委員長 中村美津緒 副委員長 中田靖人 委員 山田千里 〃 万徳なお子 〃 軽米智雅子 〃 工藤 健 〃 奈良岡 隆 〃 花田 明仁

(4) 開催概要

開催内容		委員会名	雪対策特別委員会	危機管理対策特別委員会	備考
令和5年 4月	開催月日				
	会議時間(分)				
	会議種別				
	出席委員/()内は傍聴者数				
5月	開催月日		5月16日	5月16日	
	会議時間(分)		11:00 ~ 11:42 0:42	10:00 ~ 10:14 0:14	
	会議種別		委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	
6月	開催月日				
	会議時間(分)				
	会議種別				
	出席委員/()内は傍聴者数				
7月	開催月日				
	会議時間(分)				
	会議種別				
	出席委員/()内は傍聴者数				
8月	開催月日		8月17日	8月17日	
	会議時間(分)		10:59 ~ 11:20 0:21	9:59 ~ 10:13 0:14	
	会議種別		委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中7人 (0人)	8人中8人 (0人)	
9月	開催月日				
	会議時間(分)				
	会議種別				
	出席委員/()内は傍聴者数				
10月	開催月日		10月20日		
	会議時間(分)		13:28 ~ 14:29 1:01		
	会議種別		委員会		
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)		
11月	開催月日			11月20日	
	会議時間(分)			11:00 ~ 11:10 0:10	
	会議種別			委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数			8人中8人 (0人)	
12月	開催月日				
	会議時間(分)				
	会議種別				
	出席委員/()内は傍聴者数				
令和6年 1月	開催月日				
	会議時間(分)				
	会議種別				
	出席委員/()内は傍聴者数				
2月	開催月日		2月9日	2月9日	
	会議時間(分)		13:00 ~ 13:44 0:44	11:00 ~ 11:19 0:19	
	会議種別		委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	8人中8人 (0人)	
3月	開催月日			3月8日	
	会議時間(分)			12:45 ~ 12:55 0:10	
	会議種別			委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数			8人中6人 (0人)	
視 察			雪対策特別委員会 (10月：長岡市) 危機管理対策特別委員会 (10月：松本市)		

3 予算特別委員会

予算案は全て、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。

なお、委員の人数は、各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員については、第1回定例会予算特別委員会委員として1人、第3回定例会予算特別委員会委員又は決算特別委員会のどちらかの委員として1人選任できる。

(1) 開催日数

- ① 第1回定例会においては、3日間開催する。
- ② 第2回、第3回及び第4回定例会においては、2日間開催する。

(2) 会議時間について

午前10時から午後5時までとする。

(3) 発言時間

会派持ち時間制（小数点以下は切り捨て）とし、質疑者の発言時間（答弁を含む）は、会派の持ち時間内で融通できるものとする。

$$\text{会派持ち時間} = \text{実質会議時間} \div \text{全議員数} \times \text{会派所属議員数}$$

※ 3日間開催の場合

$$\begin{array}{rcll} \text{実質会議時間} & \text{会議時間} & \text{休憩時間} & \text{採決に要する時間} \\ 930 \text{ 分} & = 420 \text{ 分} \times 3 \text{ 日} & - 90 \text{ 分} \times 3 \text{ 日} & - 60 \text{ 分} \end{array}$$

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数（人）	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間（分）	319	290	261	232	203	174	145	116	87

※ 2日間開催の場合

$$\begin{array}{rcll} \text{実質会議時間} & \text{会議時間} & \text{休憩時間} & \text{採決に要する時間} \\ 600 \text{ 分} & = 420 \text{ 分} \times 2 \text{ 日} & - 90 \text{ 分} \times 2 \text{ 日} & - 60 \text{ 分} \end{array}$$

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数（人）	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間（分）	198	180	162	144	126	108	90	72	54

(4) 質疑者数

会派に委ねるものとする。

(5) 審査の方法

付託された議案は、一括議題として審査することが通例となっている。

(6) 理事会

予算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を1名選出し、理事会を設ける。

なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。

(7) 開催概要

開催内容		委員会名			予算特別委員会				備考
令和5年 7月	開催月日	7月11日	7月14日	7月18日					
	会議時間(分)	10:10 ~ 10:14 0:04	10:00 ~ 16:23 6:23	10:00 ~ 11:58 1:58					
	(休憩時間)		1:30						
	(実会議時間)	0:04	4:53	1:58					
	会議種別	組織会	委員会	委員会					
	出席委員/()内は傍聴者数	20人中20人 (0人)	20人中20人 (5人)	20人中20人 (0人)					
9月	開催月日	9月12日	9月20日	9月21日					
	会議時間(分)	10:12 ~ 10:19 0:07	10:00 ~ 16:17 6:17	10:00 ~ 12:18 2:18					
	(休憩時間)		1:38						
	(実会議時間)	0:07	4:39	2:18					
	会議種別	組織会	委員会	委員会					
	出席委員/()内は傍聴者数	21人中20人 (2人)	21人中19人 (5人)	21人中20人 (2人)					
12月	開催月日	12月13日	12月18日	12月19日					
	会議時間(分)	10:10 ~ 10:15 0:05	10:00 ~ 16:32 6:32	10:00 ~ 12:42 2:42					
	(休憩時間)		1:56						
	(実会議時間)	0:05	4:36	2:42					
	会議種別	組織会	委員会	委員会					
	出席委員/()内は傍聴者数	20人中18人 (0人)	20人中20人 (2人)	20人中20人 (1人)					
令和6年 3月	開催月日	3月8日	3月13日	3月14日	3月15日				
	会議時間(分)	10:10 ~ 10:15 0:05	10:00 ~ 16:14 6:14	10:00 ~ 16:49 6:49	10:00 ~ 15:07 5:07				
	(休憩時間)		1:46	1:44	1:06				
	(実会議時間)	0:06	4:28	5:05	4:01				
	会議種別	組織会	委員会	委員会	委員会				
	出席委員/()内は傍聴者数	20人中20人 (0人)	20人中20人 (0人)	20人中20人 (6人)	20人中19人 (0人)				

4 決算特別委員会

決算は全て、第3回定例会において20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。

なお、委員の人数は、各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員については、予算特別委員会又は決算特別委員会のどちらかの委員として1人選任できる。

(1) 開催日数

2日間とする。

(2) 会議時間

午前10時から午後5時までとする。

(3) 発言時間

会派持ち時間制(小数点以下は切り捨て)とし、質疑者の発言時間(答弁を含む)は、会派の持ち時間内で融通できるものとする。

$$\text{会派持ち時間} = \text{実質会議時間} \div \text{議員人数} \times \text{会派の所属議員数}$$

※ 実質会議時間

$$\begin{array}{ccccccc} \text{実質会議時間} & & \text{会議時間} & & \text{休憩時間} & & \text{採決に要する時間} \\ 600 \text{分} & = & 420 \text{分} \times 2 \text{日} & - & 90 \text{分} \times 2 \text{日} & - & 60 \text{分} \end{array}$$

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数(人)	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間(分)	198	180	162	144	126	108	90	72	54

(4) 質疑者数

会派に委ねるものとする。

(5) 審査の方法

付託された議案は、一括議題として審査することが通例となっている。

(6) 理事会

決算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を1名選出し、理事会を設ける。

なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。

(7) 開催概要

開催内容		委員会名			備考
		決算特別委員会			
令和5年 9月	開催月日	9月12日	9月15日	9月16日	
	会議時間(分)	10:22 ~ 10:28 0:06	10:00 ~ 16:08 6:08	10:00 ~ 13:44 3:44	
	(休憩時間)		1:33	1:01	
	(実会議時間)	0:06	4:35	2:43	
	会議種別	組織会	委員会	委員会	
	出席委員/()内は傍聴者数	20人中19人 (2人)	20人中19人 (6人)	20人中19人 (4人)	

5 議会運営委員会

(1) 定数及び任期

委員の定数は10名で、会派（所属議員3名以上）から所属議員3名につき1名の委員を選出しており、任期は2年としている。

(2) 協議事項

① 議会の運営に関する事項

ア 会期及び日程に関する事項

イ 議案、請願、陳情等の取扱いに関する事項

ウ 発言（質問、質疑及び討論等）の取扱いに関する事項

エ 委員会付託に関する事項

オ 議会において行う選挙、選任及び推薦に関する事項

カ 特別委員会の設置等に関する事項

キ 議場の秩序維持に関する事項

ク 懲罰事犯の取扱いに関する事項

ケ その他議会の運営に関する事項

② 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

③ 議長の諮問に関する事項

ア 議員派遣に関する事項

イ その他議長が必要があると認めた事項

(3) 委員外議員の取扱い

委員を選出できない無所属の場合、一議員に対し委員外議員として出席の要請をしている。また、委員1名を選出している会派の当該委員が出席できないときは、その会派の代理者に対し委員外議員として出席を要請している。

(4) 名簿（令和6年4月1日現在）

議会運営委員会					
委員長	藤田	誠	委員	天内	慎也
副委員長	竹山	美虎	委員	軽米	智雅子
委員	中田	靖人	委員外議員	相馬	純子
委員	関	貴光	委員外議員	中村	美津緒
委員	舘山	善也			

(5) 開催概要

開催内容		委員会名					議会運営委員会					備考
令和5年 4月	開催月日	4月25日	4月26日									
	会議時間(分)	9:57 ~ 11:13 1:16	13:29 ~ 13:36 0:07									
	会議種別	委員会	委員会									
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中7人(0人)	8人中7人(0人)									
5月	開催月日	5月19日										
	会議時間(分)	12:58 ~ 13:48 0:50										
	会議種別	委員会										
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中7人(0人)										
6月	開催月日	6月12日	6月21日	6月26日	6月30日							
	会議時間(分)	10:00 ~ 10:27 0:27	9:58 ~ 10:44 0:46	13:28 ~ 13:49 0:21	12:58 ~ 13:13 0:15							
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会							
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人(0人)	8人中8人(0人)	8人中8人(0人)	8人中8人(0人)							
7月	開催月日	7月4日	7月5日	7月24日								
	会議時間(分)	15:01 ~ 15:09 0:08	12:49 ~ 12:56 0:07	9:58 ~ 10:32 0:34								
	会議種別	委員会	委員会	委員会								
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人(0人)	8人中8人(0人)	8人中7人(0人)								
8月	開催月日	8月22日	8月25日	8月31日								
	会議時間(分)	9:58 ~ 10:22 0:24	13:33 ~ 13:49 0:16	9:59 ~ 10:17 0:18								
	会議種別	委員会	委員会	委員会								
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人(0人)	8人中7人(0人)	8人中7人(0人)								
9月	開催月日	9月5日	9月6日	9月8日	9月27日							
	会議時間(分)	15:14 ~ 15:34 0:20	12:43 ~ 12:57 0:14	15:17 ~ 15:19 0:02	9:57 ~ 10:29 0:32							
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会							
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中6人(0人)	8人中5人(0人)	8人中6人(0人)	8人中8人(0人)							
10月	開催月日	10月20日										
	会議時間(分)	13:00 ~ 13:12 0:12										
	会議種別	委員会										
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人(0人)										
11月	開催月日	11月22日	11月28日									
	会議時間(分)	9:58 ~ 10:41 0:43	13:29 ~ 13:50 0:21									
	会議種別	委員会	委員会									
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人(0人)	8人中8人(0人)									
12月	開催月日	12月4日	12月6日	12月7日	12月12日	12月21日						
	会議時間(分)	12:57 ~ 13:21 0:24	15:16 ~ 15:25 0:09	12:43 ~ 12:51 0:08	15:19 ~ 15:36 0:17	13:59 ~ 14:20 0:21						
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会						
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人(0人)	8人中8人(0人)	8人中8人(0人)	8人中8人(0人)	8人中8人(0人)						
	開催月日	12月25日										
	会議時間(分)	9:57 ~ 10:22 0:26										
令和6年 1月	開催月日	1月19日										
	会議時間(分)	12:58 ~ 13:02 0:04										
	会議種別	委員会										
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中7人(0人)										
2月	開催月日	2月5日	2月20日	2月27日	2月29日							
	会議時間(分)	9:58 ~ 10:46 0:48	13:32 ~ 13:52 0:20	12:59 ~ 13:19 0:20	15:10 ~ 15:20 0:10							
	会議種別	委員会	委員会	委員会	委員会							
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人(0人)	8人中9人(0人)	8人中6人(0人)	9人中8人(0人)							
3月	開催月日	3月4日	3月22日									
	会議時間(分)	12:50 ~ 13:00 0:10	13:28 ~ 14:13 0:45									
	会議種別	委員会	委員会									
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中7人(0人)	8人中8人(0人)									
視察		1月：長浜市、境市										

6 各派代表者会議

(1) 構成員

議長、副議長及び各会派の代表者をもって構成している。

(2) 協議事項

- ① 市長提出の人事案件に関する事項
- ② 議会内人事案件に関する事項
- ③ 議会費、当初予算要求資料の検討に関する事項
- ④ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長の専決処分事項の指定に関する事項
- ⑤ 会派間の連絡調整に関する事項
 - ア 議員の海外行政視察等に関する事項
 - イ 市及び議会の行事に関する事項
 - ウ 議会の慶弔に関する事項
- ⑥ 行政執行上の重要課題（危機管理等を含む）に関する事項
- ⑦ その他議長が協議・報告することが適当であると認められる事項

(3) 決定事項の会派への周知

各会派の代表者が自会派に持ち帰り周知徹底する。

(4) 名簿（令和 6 年 4 月 1 日現在）

各派代表者会議					
議長	奈良岡	隆	日本共産党	村川	みどり
副議長	木戸	喜美男	市民クラブ	木下	靖
自民クラブ	花田	明仁	公明党	山本	武朝
創青会	里村	誠悦	立憲民主・社民	蛭名	和子

(5) 開催実績

令和 5 年度 18 回

7 全員協議会

(1) 構成員

全議員が構成員となる。

(2) 協議事項

議会の円滑かつ合理的な運営を図るため、市政に関する重要な事項等の協議を行う。

(3) 開催実績

令和5年度 なし

8 議会だより編集会議

(1) 構成員

議長から指名を受けた委員をもって構成し、定数は8名とする。

(2) 協議事項

議会広報紙の編集に関する協議を行う。

(3) 委員外議員の取扱い

会派内に委員がいない会派に属する議員及び無所属の議員に対し、委員外議員として出席の要請をしている。また、委員が出席できないときは、当該委員の所属する会派の議員1人に対し、委員外議員として出席を要請している。

(4) 名簿（令和6年4月1日現在）

議会だより編集会議											
会	長	渡	部	伸	広	委	員	柿	崎	孝	治
副	会	里	村	誠	悦	委	員	天	内	慎	也
委	員	小	熊	ひと美	委	員	員	木	下		靖
委	員	木	村	淳	司	委	員	大	矢		保

(5) 開催概要 37 ページに記載のとおり

9 議会広報広聴推進会議

(1) 構成員

議長から指名を受けた委員をもって構成し、定数は8名とする。

(2) 協議事項

- ① 議会報告会に関する事項
- ② 議会放映に関する事項
- ③ 議会ホームページに関する事項
- ④ 議会図書室の管理運営に関する事項
- ⑤ その他議会広報広聴の推進に当たり必要な事項

(3) 委員外議員の取扱い

会派内に委員がいない会派に属する議員及び無所属の議員に対し、委員外議員として出席の要請をしている。また、委員が出席できないときは、当該委員の所属する会派の議員1人に対し、委員外議員として出席を要請している。

(4) 名簿（令和6年4月1日現在）

議会広報広聴推進会議								
会	長	長谷川	章	悦	委	員	工藤	夕介
副	会	村川	み	どり	委	員	関	貴光
委	員	奈良	祥	孝	委	員	澁谷	洋子
委	員	蛭名	和	子	委	員	藤田	誠

(5) 開催概要 37 ページに記載のとおり

※議会だより編集会議及び議会広報広聴推進会議の開催

開催内容	委員会名	議会だより 編集会議	議会広報広聴 推進会議	備 考
令和5年 4月	開 催 月 日	4月13日	4月14日	
	会 議 時 間 (分)	9:59 ~ 10:30 0:31	9:59 ~ 10:19 0:20	
	会 議 種 別	協議又は調整の場	協議又は調整の場	
	出席委員/()内は傍聴者数	8人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	
	開 催 月 日		4月25日	
	会 議 時 間 (分)		11:26 ~ 11:37 0:11	
5月	会 議 種 別		協議又は調整の場	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	
	開 催 月 日			
	会 議 時 間 (分)			
6月	会 議 種 別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
	開 催 月 日		6月7日	
	会 議 時 間 (分)		10:02 ~ 10:42 0:40	
7月	会 議 種 別		協議又は調整の場	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中7人 (0人)	
	開 催 月 日	7月24日		
	会 議 時 間 (分)	10:59 ~ 11:10 0:11		
8月	会 議 種 別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
	開 催 月 日	8月16日	8月17日	
	会 議 時 間 (分)	9:59 ~ 10:30 0:31	10:00 ~ 10:26 0:26	
9月	会 議 種 別		協議又は調整の場	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	
	開 催 月 日	9月27日		
	会 議 時 間 (分)	11:00 ~ 11:16 0:16		
10月	会 議 種 別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
	開 催 月 日	10月16日	10月17日	
	会 議 時 間 (分)	10:00 ~ 10:14 0:14	10:00 ~ 10:38 0:38	
11月	会 議 種 別		協議又は調整の場	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中6人 (0人)	
	開 催 月 日			
	会 議 時 間 (分)			
12月	会 議 種 別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
	開 催 月 日	12月25日	12月20日	
	会 議 時 間 (分)	10:59 ~ 11:32 0:33	13:22 ~ 13:38 0:16	
令和6年 1月	会 議 種 別		協議又は調整の場	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	
	開 催 月 日	1月17日		
	会 議 時 間 (分)	9:57 ~ 10:29 0:32		
2月	会 議 種 別			
	出席委員/()内は傍聴者数			
	開 催 月 日		2月6日	
	会 議 時 間 (分)		14:00 ~ 14:43 0:43	
3月	会 議 種 別		協議又は調整の場	
	出席委員/()内は傍聴者数		8人中8人 (0人)	
	開 催 月 日	3月22日	3月21日	
	会 議 時 間 (分)	10:59 ~ 11:09 0:10	10:01 ~ 10:25 0:24	
視 察		議会だより編集会議 (10月：呉市) 議会広報広聴推進会議 (11月：横須賀市)		

10 議会選出各種委員等（令和6年4月1日現在）

（1）議会の同意及び選挙で決定すべき委員・議員

名 称	定 数	う ち 議 員 数	委 員（議 員） 名
監 査 委 員	4名	2名	大矢、里村
青森地域広域事務組合	17名	9名	舘山、長谷川、澁谷、柿崎、木村、天内、木下、山本、相馬
黒石地区清掃施設組合	10名	2名	天内、小倉

（2）附属機関の委員（地方自治法第138条の4第3項に基づくもの）

名 称	定 数	う ち 議 員 数	委 員 名
病 院 運 営 審 議 会	9名	2名	舘山、村川
自動車運送事業運営審議会	15名以内	3名	小豆畑、軽米、中村
都 市 計 画 審 議 会	20名以内	7名	花田、関、里村、赤平、竹山渡部、工藤(夕)

（3）その他の委員等

名 称	定数	う ち 議 員 数	委 員（等） 名
交 通 安 全 対 策 協 議 会	—	4名	奈良岡（議長）、木戸（副議長）、工藤（健）（文教経済常任委員長）、花田（都市建設常任委員長）
青 森 港 振 興 協 会	—	3名	奈良岡（議長）、工藤（健）（文教経済常任委員長）、花田（都市建設常任委員長）
青 森 港 環 境 整 備 促 進 期 成 同 盟 会	—	10名	奈良岡（議長）、木戸（副議長）、都市建設常任委員全員
堤 川 水 系 整 備 促 進 期 成 同 盟 会	—	9名	奈良岡（議長）、都市建設常任委員全員
主要地方道屏風山内真部線完成促進期成同盟会	—	2名	奈良岡（議長）、花田（都市建設常任委員長）
暴力追放青森市民会議	—	2名	奈良岡（議長）、工藤（健）（文教経済常任委員長）

IV 請願・陳情

1 請願の取扱い

- (1) 請願書は、邦文を用いて請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（法人の場合は所在）及び氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載し、署名または記名押印したものを提出する。
- (2) 請願は、1名以上の紹介議員の署名または記名押印が必要である。ただし、正副議長は請願の紹介議員になることを遠慮するよう、また、議員は、自己の所属する委員会に係る請願の紹介議員になることを遠慮するよう、議会運営委員会申し合わせ事項で定められている。
- (3) 請願は、開会日の翌日（当日が市の休日の場合は、その翌日）の午後5時までに提出されたものについては、各所管委員会にそれぞれ付託の上、審査を行っている。
締切日以降に提出されたものについては、原則として閉会日に所管委員会に閉会中の継続審査案件として付託する。ただし、緊急を要するものについては、閉会日に本会議で審査することができる。なお、内容が複数の委員会にまたがる請願については、受理する前に分割して提出するよう働きかけている。
複数項目の請願が提出された場合は、内容が密接不可分で分割できない場合を除き、1項目ずつの請願が提出されたものとして取り扱い、疑義がある場合は議会運営委員会でその取扱いを協議する。
- (4) 閉会中に提出された請願は、議長がその都度受理し、次の議会において所管の委員会に付託する。
- (5) 議会において審議されたものは、その結果を文書により提出者に通知する。また、採択となったもので、市長その他の関係機関において処理すべきものは、これを送付し、年度末までに報告を求め、第2回定例会（6月）において報告する。

2 陳情の取扱い

- (1) 陳情書は、邦文を用いて陳情の趣旨、提出年月日、陳情者の住所（法人の場合は所在）及び氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載し、署名または記名押印したものを提出する。
- (2) 陳情は、議長がその都度受理し、議長呈覧とした上で、その写しを議員及び関係する理事者に電磁的方法により配付する。
- (3) 議員は、受理された陳情のうち、その内容に賛同するものについては、陳情者

に連絡を取り、自らが紹介議員となって請願として提出するよう働きかけることとしている。

(4) 受理された陳情のうち、(3)によらず委員会に付託して審査すべきとの意見が議員から出されたものについては、議会運営委員会でその取扱いを協議する。

3 請願受理状況一覧表

提出時期	受 理 年 月 日	受理 番号	件 名	請願者	付託委員会	付 託 年 月 日	委 員 会 審 査 結 果	議 決 年 月 日	議決結果
令和5年 第2回定例会	R5. 6. 29	3	ブックスタート事業の復活を求める請願	新日本婦人の会青森支部 支部長 北田 文子	民生環境(常)	R5. 7. 11	不採択	R5. 7. 25	不採択
令和5年 第2回定例会	R5. 6. 29	4	市内の小・中学校のトイレへの生理用品配備を求める請願	新日本婦人の会青森支部 支部長 北田 文子	文教経済(常)	R5. 7. 11	不採択	R5. 7. 25	不採択
令和5年 第3回定例会	R5. 8. 30	5	都市機能増進施設誘導に関する請願	活力と魅力あふれるまちづくり推進協議会 会長 三原 吉信	都市建設(常)	R5. 9. 12	不採択	R5. 9. 28	採択
令和5年 第4回定例会	R5. 12. 1	6	物価高騰から事業者の営業を守るための支援金を求める請願	青森民主商工会 会長 野村 勝	文教経済(常)	R5. 12. 13	採択	R5. 12. 26	採択
令和5年 第4回定例会	R5. 12. 1	7	18歳までの子どもの医療費を無料にすることについての請願	新日本婦人の会青森支部 支部長 北田 文子	総務企画(常)	R5. 12. 13	採択	R5. 12. 26	採択
令和5年 第4回定例会	R5. 12. 1	8	エネルギー・食料品価格等の物価高騰から事業者を守るための支援策を求める請願	青森市新町商店街振興組合 理事長 成田 耕造	文教経済(常)	R5. 12. 13	採択	R5. 12. 26	採択
令和6年 第1回定例会	R6. 2. 22	1	合浦公園石碑等に対する新たな紹介方法の導入の検討に関する請願	渋谷 清光	都市建設(常)	R6. 3. 8	採択	R6. 3. 25	採択
令和6年 第1回定例会	R6. 2. 26	2	新型コロナワクチン接種における予防接種健康被害救済制度申請に係る専門の相談窓口創設とその周知を求める請願	小鷹 健悟	危機管理(特)	R6. 3. 8	不採択	R6. 3. 25	不採択
令和6年 第1回定例会	R6. 2. 26	3	新型コロナワクチン接種における予防接種健康被害救済制度申請に係る費用の補助を求める請願	小鷹 健悟	危機管理(特)	R6. 3. 8	不採択	R6. 3. 25	不採択
令和6年 第1回定例会	R6. 2. 26	4	赤ちゃんへの絵本の配布事業を実施することを求める請願	新日本婦人の会青森支部 支部長 北田 文子	※付託前に取下げ	—	—	—	—

4 陳情受理状況一覧表

提出時期	受理年月日	受理番号	件名	付託委員会	付託年月日	委員会審査結果	議決年月日	議決結果	備考
令和5年第2回定例会	R5.5.16	2	国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書	—	—	—	—	—	
令和5年第2回定例会	R5.6.5	3	全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情	—	—	—	—	—	
令和5年第4回定例会	R5.11.29	4	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	—	—	—	—	—	
令和6年第1回定例会	R6.1.19	1	あおもり未来ミーティング参加者の平等取扱いを求める陳情	—	—	—	—	—	
令和6年第1回定例会	R6.1.25	2	都市計画変更案に係る縦覧図書の黒塗りを止めることを求める陳情	—	—	—	—	—	
令和6年第1回定例会	R6.2.21	3	旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業の事業計画の公表を求める陳情	—	—	—	—	—	
令和6年第1回定例会	R6.2.26	4	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	—	—	—	—	—	

V 報酬・旅費等

1 議員報酬（平成 29 年 1 月 1 日適用）

区 分	議 長	副 議 長	議 員
月額（円）	658,000	603,000	580,000

※新たに議員等になった場合は、議員等になった日から支給する。（日割計算）

退職等により議会議員でなくなったときは、その日までの議員の議員報酬を支給する。ただし、死亡により議会議員でなくなったときは、その当月分までの議員の議員報酬を支給する。

参考／特別職等の給料（平成 27 年 1 月 1 日適用）

区 分	市長	副市長	教育長	公営企業 管理者
月額（円）	1,000,000	788,000	660,500	635,000

2 期末手当（加算割合含む 令和 6 年 4 月 1 日適用）

区 分	6 月	12 月
算定式	報酬月額×1.2×1.675	報酬月額×1.2×1.675

3 費用弁償（平成 17 年 4 月 1 日適用）

区 分	内 容	
鉄 道 賃	乗車に要する旅客運賃、急行料金及び特別車両料金	
船 賃	乗船に要する旅客運賃及び特別船室料金	
航 空 賃	現に支払った旅客運賃	
日当（1日につき）	3,000 円	
宿泊料 （一夜につき）	甲地方 （市制施行地）	14,800 円
	乙地方 （その他の地域）	13,300 円

※平成 29 年 4 月 1 日から会議出席に伴う費用弁償を廃止

4 視察旅費（令和6年度当初予算）

区 分		年額（円）
一般行政視察旅費（1人当たり）		200,000
視察旅費	常任委員会（1人当たり）	110,000
	議会運営委員会（1人当たり）	110,000
	特別委員会・協議等の場（1人当たり）	90,000

5 政務活動費（平成25年3月1日適用）

金額：1人当たり月額90,000円を四半期ごとに交付

支給対象：以下に掲げるいずれかとする。

- ① 会派
- ② 会派に属する議員の全てが議員個人に対する政務活動費の交付を希望する場合における当該議員
- ③ 会派に属さない議員（無所属議員）

6 議員派遣実績一覧表（令和5年4月～令和6年3月） ※市内を除く

番号	派遣目的	派遣場所	派遣期間	派遣議員
1	日野市発達・教育支援センター「エール」について 高知市立城東中学校適応指導教室について	日野市 高知市	R 5. 5. 23 ～ 5. 24	山本武朝 議員 渡部伸広 議員 軽米智雅子 議員 工藤夕介 議員
2	長野県「信州プラスチックスマート運動」との連携について 循環型社会の実現、ごみ減量対策について ひきこもり対策について	諏訪市 江戸川区	R 5. 8. 9 ～ 8. 10	蛭名和子 議員

番号	派遣目的	派遣場所	派遣期間	派遣議員
3	子育て支援について 氷見市子ども・子育て支 援事業計画について にぎわい交流施設につ いて ふくまち大学について	氷見市 福井市	R 5.10.17 ~10.19	木下靖 議員 工藤健 議員 奈良祥孝 議員 竹山美虎 議員
4	地方再生コンパクトシ ティについて はこだてキッズプラザ について はこだてみらい館につ いて	室蘭市 函館市	R 5.11. 8 ~11.10	木下靖 議員 工藤健 議員 奈良祥孝 議員 竹山美虎 議員
5	使用済紙おむつ完結型 マテリアルリサイクル について	大牟田市	R 6. 1.29 ~ 1.30	山本武朝 議員 渡部伸広 議員 軽米智雅 議員 工藤夕介 議員
6	南砺市立福光美術館に ついて	南砺市	R 6. 1.30 ~ 1.31	蛭名和子 議員 藤田ひと美 議員 小熊 誠 議員
7	基地港湾について クルーズ船及びクルー ズ船を活用した観光に ついて	北九州市 八代市	R 6. 1.30 ~ 2. 1	里村誠悦 議員 小倉尚裕 議員 木戸喜美男 議員 館山善也 議員 木村淳司 議員
8	石狩湾新港洋上風力発 電について	石狩市	R 6. 3.27 ~ 3.28	里村誠悦 議員 館山善也 議員 小倉尚裕 議員 木戸喜美男 議員 木村淳司 議員 柿崎孝治 議員

7 視察来訪実績（令和5年4月～令和6年3月）

（1）議員視察受入件数・延べ人数

受 入 件 数	延べ人数
16 件 (受け入れた自治体等の数：16 団体)	119 人

（2）視察調査内容

視察調査内容	項目数	視察調査内容	項目数
バス事業者による「標準的なバス情報フォーマット」作成から「Google マップ」掲載について	1	都市計画の方針について	1
青森市新事業チャレンジ支援補助金事業について	1	スポーツコミッション青森について	1
市庁舎建設について	1	タブレット端末の導入と活用について	1
自主防災活動促進事業について	1	クルーズ客船誘致（誘客）の取組について	1
創業支援について	1	健康づくりの取組について	1
あおり健康づくり実践企業認定制度について	1	子ども食育レッスン1・2・3♪事業について	1
青森市リノベーションまちづくり推進事業について	1	青森公立大学に係る地域内学生占有率向上の取組について	1
青森市民病院における小児入院患者付添人への食事の提供について	1	水道事業について	1
ヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクトについて	1	子ども会議について	1
合 計			18

※1件の視察で複数の項目を調査している場合もあるため、受入件数の合計とは一致しない。

8 議会関係予算

(単位：千円)

予算科目	令和6年度当初		令和5年度当初		比較	備考
	予算額	割合	予算額	割合		
報酬	229,159	38.21	228,730	38.36	429	会計年度任用職員の時給単価増に伴う増
給料	64,637	10.78	63,670	10.68	967	職員構成の変化に伴う増
職員手当等	111,717	18.63	110,505	18.53	1,212	期末手当の支給率増に伴う増
共済費	92,881	15.49	93,998	15.76	△ 1,117	市議会議員共済費負担金率の減に伴う減
報償費	72	0.01	72	0.01	0	
費用弁償	18,332	3.06	17,646	2.96	686	加盟議長の役職等の変更に伴う増
旅費	4,870	0.81	4,610	0.77	260	加盟議長の役職等の変更に伴う増
交際費	808	0.13	808	0.14	0	
消耗品費	1,965	0.33	1,898	0.32	67	
食糧費	90	0.02	100	0.02	△ 10	
印刷製本費	14,112	2.35	13,558	2.27	554	あおり市議会だより印刷費の増
一般修繕料	0	0.00	0	0.00	0	
通信運搬費	586	0.10	581	0.10	5	
手数料	103	0.02	94	0.02	9	
委託料	21,196	3.53	20,513	3.44	683	議会棟守衛業務委託による増
使用料及び賃借料	2,216	0.37	2,813	0.47	△ 597	予算・決算特別委員会会議録概要作成用音声認識サービス利用料の減
備品購入費	32	0.01	32	0.01	0	
負担金	2,450	0.41	2,116	0.35	334	加盟議会に係る団体負担金の増
補助及び交付金	34,560	5.76	34,560	5.80	0	
合計	599,786	100.00	596,304	100.00	3,482	
※当初予算に占める議会費の割合	0.5		0.5			

VI 議会の広報

1 会議録

名 称	青森市議会会議録
発行部数	定例会ごと 65 部発行 (臨時会の会議録は直近の定例会の会議録と合本)
印刷の種類	A 4 判、10.5 ポイント、横書き、46 字×40 行
発行経費	令和 6 年度契約額 音声データ反訳費用(1 時間あたり)…29,700 円
配付先	次期定例会の告示日以降に会派及び理事者並びに国立国会図書館、 県立図書館、市民図書館、各市民センター等に配付

2 議会報

(1) 紙面版

名 称	あおもり市議会だより「ぎかいの森」
創 刊	平成 29 年 5 月(平成 17 年 5 月創刊、平成 29 年度からリニューアル)
発行部数	定例会ごと 123,500 部発行
仕 様	A 4 判、11 ポイント、縦 3 段組、15 字×22 行
ページ数	16 ページ
配布方法	業者委託により配布
発行経費	令和 6 年度契約額 印刷費用…9,618,180 円 配布費用…19.8 円(1 部当たり)
編 集	議会だより編集会議(委員数 8 名)

(2) 点字版

創 刊	平成 19 年 4 月
発行部数	定例会ごとおおむね 75 部発行
仕 様	B 5 判変形、エンボス点字(本文両面印刷)
ページ数	90 ページ程度
配布方法	第四種郵便物(点字郵便物)として利用者に無料で送付
発行経費	令和 6 年度契約額 印刷費用(1 部当たり)…1,460 円

(3) テープ版・CD版

創 刊	テープ版：平成 19 年 4 月 CD版(デイジー図書)：平成 25 年 5 月
発行部数	定例会ごとおおむね 45 部発行
録音の種類	カセットテープ・CD
配布方法	第四種郵便物(特定録音物等郵便物)として利用者に無料で送付
発行経費	令和 6 年度契約額 朗読、ダビング及び発送費用…92,480 円

※点字版及びテープ版・CD版のあおり市議会だよりの発行に対し、地域生活支援事業費補助金が国・県から交付されている。

3 青森ケーブルテレビによる本会議生中継

平成 11 年第 3 回定例会（旧青森市）から、青森ケーブルテレビの加入世帯に、本会議の様子を開議から閉議まで、ノーカット・ノー編集・ノー解説の生中継で放映。

青森ケーブルテレビ株式会社の番組として放映されるため、本市から同社への放映料の負担はなし。

4 青森市議会ホームページ

平成 15 年 8 月 1 日より運用開始（旧青森市）。

市議会の概要、定例会・臨時会の開催状況、あおり市議会だより等を掲載。

会議録検索システム（旧青森市：平成 10 年第 1 回臨時会分から、旧浪岡町：平成 15 年第 4 回臨時会分から）の配信、本会議のインターネットによる生中継の配信（平成 17 年第 1 回定例会から）、本会議のインターネットによる録画映像の配信（平成 20 年第 2 回定例会から実施。過去 1 年間分の録画映像が視聴可能）を実施。

令和 5 年第 3 回定例会から、本会議インターネットの録画映像に、会議録を用いた字幕表示を開始。

【ホームページアドレス】 <http://www.city.aomori.aomori.jp/gikai/top.html>

5 議会報告会（議員とカダる会）

【開催実績】

(1) 令和 5 年第 1 回議員とカダる会（議会報告・意見交換会）

① テーマ：病院の統合について

日時：令和 5 年 5 月 10 日（水）18 時 30 分～20 時 30 分

会場：油川市民センター

参加者数：11 名

② テーマ：まちづくり活性化について

日時：令和 5 年 5 月 11 日（木）18 時 30 分～20 時 30 分

会場：青森市男女共同参画プラザ カダール

参加者数：1 名

③ テーマ：青森で働く／夢を叶える

日時：令和 5 年 5 月 13 日（土）14 時 00 分～16 時 00 分

会場：青森市民ホール

参加者数：8 名

④テ ー マ：投票率向上について

日 時：令和5年5月15日（月）13時00分～14時30分

会 場：青森大学

参加者数：29名

(2) 令和5年第2回議員とカダる会（議会報告・意見交換会）

①テ ー マ：ねぶた祭を中心とした青森市の文化・伝統について

日 時：令和5年10月20日（金）16時30分～18時15分

会 場：青森公立大学

参加者数：15名

②テ ー マ：地球温暖化対策について

日 時：令和5年11月2日（木）18時00分～20時00分

会 場：大野市民センター

参加者数：2名

③テ ー マ：移住・定住について

日 時：令和5年11月6日（月）15時30分～16時30分

会 場：青森県立青森中央高等学校

参加者数：12名

④テ ー マ：除排雪について

日 時：令和5年11月7日（火）18時00分～20時00分

会 場：東部市民センター

参加者数：10名

Ⅶ 議会図書室

(1) 設置目的

議員の調査研究に必要な図書及び参考となる資料を収集し、議員の調査研究に資することを目的とする。(地方自治法第100条第19項)

(2) 利用及び収集整理

図書室は、市議会議員のほか、市職員が利用できる。

(3) 蔵書数(令和6年4月1日現在)

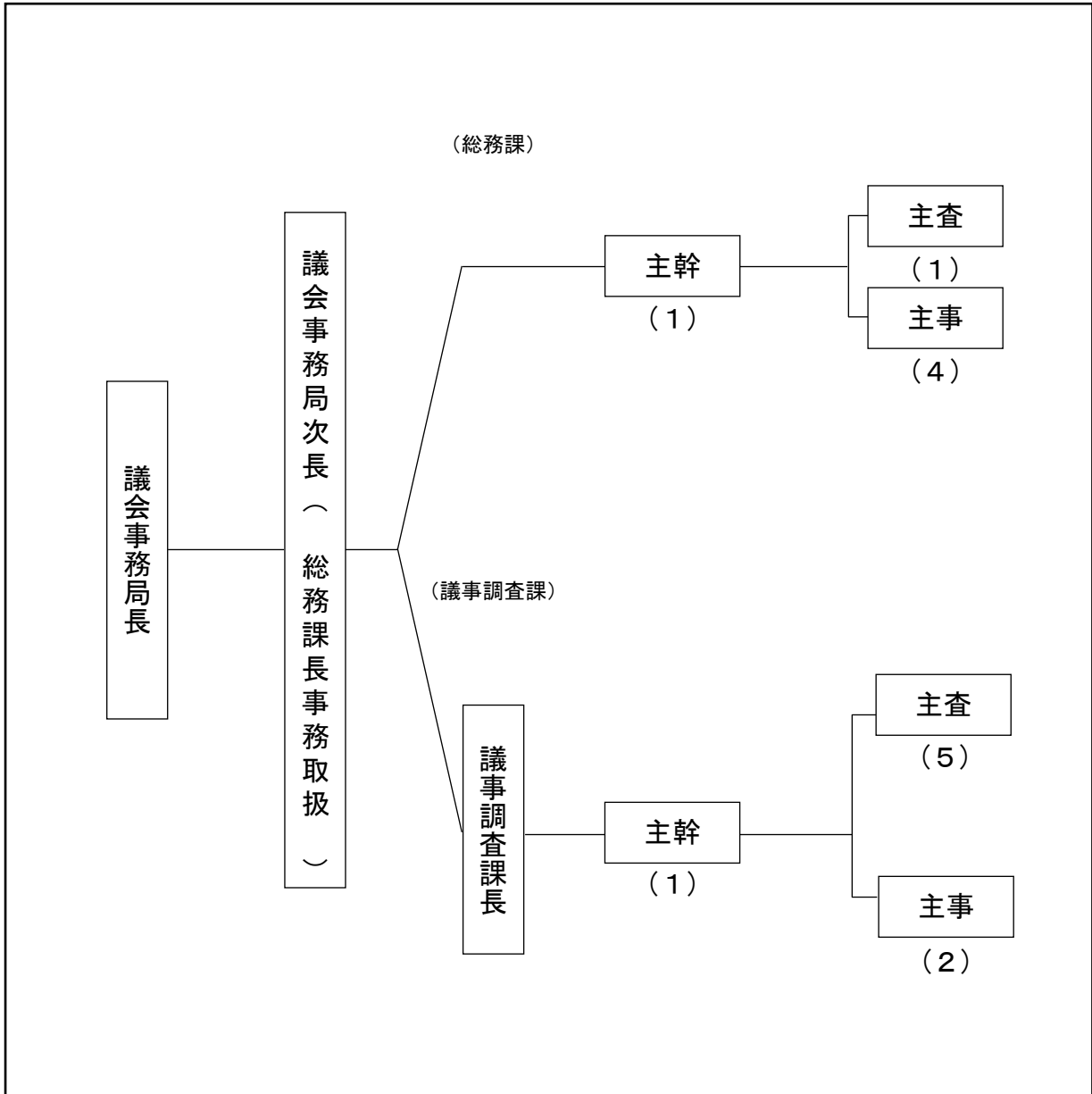
(単位:冊)

総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学
48	3	434	1,156	53
技術	産業	芸術	言語	文学
59	99	50	45	10
				合計
				1,957

(4) 令和6年度図書購入関係予算額 775千円

Ⅷ 議会事務局

1 議会事務局機構図 (令和6年4月1日現在 定数22名 現員17名)



※総務課に2名の会計年度任用職員を配置

※議事調査課に1名の会計年度任用職員を配置

2 事務分掌

(総務課)

- 1 文書及び公印に関する事項
- 2 議員の身分、報酬及び費用弁償に関する事項
- 3 議員の表彰に関する事項
- 4 議長会及び議員共済会に関する事項
- 5 議員及び職員の出張に関する事項
- 6 秘書、儀式、交際に関する事項
- 7 職員の人事及び諸給与に関する事項
- 8 予算、決算及びその他の経理に関する事項
- 9 物品の購入及び管理に関する事項
- 10 議事堂の使用に関する事項
- 11 政務活動費に関する事項
- 12 個人情報保護に関する事項
- 13 局内事務の連絡調整に関する事項

(議事調査課)

- 1 文書に関する事項
- 2 本会議、委員会及び協議会等に関する事項
- 3 公聴会に関する事項
- 4 議案その他付議案件の調整に関する事項
- 5 請願書及び陳情書等の受理並びに処理に関する事項
- 6 会議の通知及び議員の出欠席に関する事項
- 7 議事の日程の作成及び諸通告に関する事項
- 8 議会の行う選挙に関する事項
- 9 傍聴人に関する事項
- 10 議決事項等の処理に関する事項
- 11 会議録の保管に関する事項
- 12 議決証明に関する事項
- 13 議会の速記に関する事項
- 14 会議録の調製に関する事項
- 15 議会情報管理（議会会議録検索システム等）に関する事項
- 16 市政調査に関する事項
- 17 規則等の制定、改廃及び関係法規の研究に関する事項
- 18 各種の調査資料の収集、整理保存及び交換に関する事項
- 19 広報に関する事項
- 20 議会図書室に関する事項
- 21 議会史に関する事項

IX 議事堂の概要

(1) 概要

- ① 所在地 青森市中央一丁目 22 番 5 号
- ② 建築面積 1,118.15 m²
- ③ 延べ面積 3,428.05 m² (地上 4 階 塔屋 2 階)
- ④ 構造 事務局棟及び議場棟 (1、2 階) : 鉄筋コンクリート造
議場 : 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造
- ⑤ 設備 電気・拡声・電話・冷暖房・給排水衛生・空調
- ⑥ 工事費 3 億 5,200 万円
内訳 ・ 建築 2 億 1,678 万円
・ 電気 3,415 万円
・ 設備 6,398 万円
・ その他 3,709 万円
- ⑦ 工期 着工 昭和 47 年 7 月 4 日 / 竣工 昭和 48 年 5 月 20 日

(2) 階別面積 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

階	室 内	面積 (m ²)	階	室 内	面積 (m ²)
一 階	守衛室	20.00	三 階	議長室	78.00
	運転手控室	145.00		副議長室	26.00
	機械室その他	137.00		局長室	39.00
二 階	議員控室 (自民クラブ) 議員控室 (創 青 会) 議員控室 (日本共産党) 議員控室 (市民クラブ) 議員控室 (公 明 党) 議員控室 (無 所 属)	341.25		事務局	117.00
				議場	397.00
				倉庫その他	19.50
			四 階	第 1 委員会室	78.00
				第 2 委員会室	65.00
	第 3 委員会室	78.00			
	議員控室 (立憲民主・社民)	39.00	第 4 委員会室	78.00	
第 1 議員応接室	36.30	ミキサー室	19.00		
第 2 議員応接室	78.00	議会図書室	39.00		
第 3 議員応接室					

資 料 編

I	議 長 等 一 覧	5 4
II	名 譽 議 員	5 8
III	市 長 等 一 覧	6 2
IV	議会運営委員会申し合わせ事項	6 4

I 議長等一覧(令和6年4月1日現在)

歴代議長

順位	氏名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	間山 勲	H 17. 4. 12	H 18. 11. 25
2	奥谷 進	H 18. 11. 27	H 21. 3. 25
3	渋谷 勲	H 21. 3. 25	H 22. 11. 25
4	花田 明仁	H 22. 11. 26	H 24. 12. 25
5	丸野 達夫	H 24. 12. 25	H 26. 11. 25
6	大矢 保	H 26. 11. 26	H 29. 12. 6
7	里村 誠悦	H 29. 12. 6	H 30. 11. 25
8	長谷川 章悦	H 30. 11. 26	R 4. 11. 25
9	奈良岡 隆	R 4. 11. 28	現在

歴代副議長

順位	氏名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	奈良 祥孝	H 17. 4. 12	H 18. 11. 25
2	中川 勅使男	H 18. 11. 27	H 21. 3. 25
3	館山 善一	H 21. 3. 25	H 22. 11. 25
4	仲谷 良子	H 22. 11. 26	H 24. 12. 25
5	秋村 光男	H 24. 12. 25	H 26. 11. 25
6	竹山 美虎	H 26. 11. 26	H 29. 12. 6
7	斎藤 憲雄	H 29. 12. 6	H 30. 11. 25
8	藤田 誠	H 30. 11. 26	R 4. 11. 25
9	木戸 喜美男	R 4. 11. 28	現在

監 査 委 員 (議 会 選 出)

氏 名	就任年月日	満期 (辞任) 年月日
工 藤 豊 秀	H 17. 5. 19	H 18. 11. 25
福 士 銀 一	H 17. 5. 19	H 18. 11. 25
工 藤 徳 信	H 18. 12. 20	H 20. 12. 1
花 田 明 仁	H 18. 12. 20	H 20. 12. 1
工 藤 徳 信	H 20. 12. 18	H 22. 11. 25
花 田 明 仁	H 20. 12. 18	H 22. 11. 25
渋 谷 勲	H 22. 12. 22	H 24. 11. 30
奈 良 祥 孝	H 22. 12. 22	H 24. 11. 30
奈 良 祥 孝	H 24. 12. 25	H 26. 11. 25
小 倉 尚 裕	H 25. 3. 25	H 26. 11. 25
丸 野 達 夫	H 26. 12. 25	H 28. 12. 20
赤 木 長 義	H 26. 12. 25	H 28. 9. 27
里 村 誠 悦	H 29. 1. 17	H 29. 12. 6
中 村 節 雄	H 29. 1. 17	H 30. 11. 25
舘 山 善 也	H 30. 3. 24	H 30. 11. 25
舘 山 善 也	H 30. 12. 27	R 2. 12. 1
木 下 靖	H 30. 12. 27	R 2. 12. 1
奥 谷 進	R 2. 12. 24	R 4. 11. 25
奈良岡 隆	R 2. 12. 24	R 4. 11. 25
大 矢 保	R 4. 12. 27	現 在
里 村 誠 悦	R 4. 12. 27	現 在

青森地域広域事務組合議会議長

順位	氏 名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	舘 山 善 一	H 3. 3. 28	H 4. 3. 11
2	木 村 清	H 4. 3. 24	H 6. 3. 7
3	鶴 谷 義 則	H 6. 3. 29	H 8. 3. 7
4	蝦 名 政 雄	H 8. 3. 22	H 10. 3. 7
5	神 文 雄	H 10. 3. 30	H 12. 3. 8
6	坪 清 美	H 12. 3. 27	H 12. 10. 2
7	大 矢 保	H 12. 10. 2	H 14. 3. 7
8	小笠原 正 勝	H 14. 3. 29	H 16. 3. 2
9	工 藤 豊 秀	H 16. 3. 25	H 17. 3. 31
10	斎 藤 憲 雄	H 17. 9. 22	H 18. 11. 25
11	里 村 誠 悦	H 18. 12. 21	H 20. 12. 1
12	柴 田 久 子	H 20. 12. 19	H 22. 11. 25
13	藤 田 誠	H 22. 12. 24	H 24. 11. 30
14	小豆畑 緑	H 25. 3. 26	H 26. 11. 25
15	渋谷 勲	H 26. 12. 25	H 28. 12. 19
16	渋谷 勲	H 29. 1. 31	H 30. 11. 25
17	中 村 節 雄	H 30. 12. 27	R 2. 12. 2
18	木 戸 喜美男	R 2. 12. 24	R 4. 11. 25
19	舘 山 善 也	R 4. 12. 27	現 在

※広域事務組合議会議長は、青森市選出の広域事務組合議会議員から選任されている
（青森地域広域事務組合は平成3年2月1日に発足）

青森地域広域消防事務組合議会議長

順位	氏名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	柿崎西松	S 47. 5. 27	S 49. 3. 7
2	鹿内富士保	S 49. 3. 29	S 51. 3. 8
3	山口甚吾	S 51. 3. 24	S 53. 3. 7
4	伊藤豊	S 53. 3. 29	S 55. 3. 10
5	鈴木彰	S 55. 3. 24	S 57. 3. 7
6	佐井武松	S 57. 3. 30	S 59. 3. 5
7	木村誠悦	S 59. 3. 23	S 61. 3. 7
8	工藤徳信	S 61. 3. 28	S 63. 3. 14
9	成田友三郎	S 63. 3. 25	H 元. 10. 17
10	秋元武栄	H 元. 12. 18	H 2. 3. 7
11	木村隆徳	H 2. 3. 29	H 4. 3. 11
12	船橋繁雄	H 4. 3. 25	H 6. 3. 7
13	阿保文雄	H 6. 3. 30	H 8. 3. 7
14	工藤豊秀	H 8. 3. 27	H 10. 3. 7
15	奥谷進	H 10. 3. 30	H 12. 3. 8
16	前田保	H 12. 3. 27	H 13. 3. 19
17	桜田文寛	H 13. 3. 26	H 14. 3. 7
18	間山勲	H 14. 3. 29	H 16. 3. 2
19	奈良祥孝	H 16. 3. 25	H 17. 3. 31
20	坪清美	H 17. 6. 29	H 18. 11. 25
21	嶋田肇	H 18. 12. 21	H 20. 12. 1
22	鳴海強	H 20. 12. 19	H 22. 11. 25
23	里村誠悦	H 22. 12. 24	H 24. 11. 30
24	渋谷勲	H 24. 12. 27	H 26. 7. 1
25	大矢保	H 26. 7. 25	H 26. 11. 25
26	花田明仁	H 26. 12. 25	H 27. 3. 31

※消防事務組合議会議長は、青森市選出の消防事務組合議会議員から選任されていた
（青森地域広域消防事務組合は昭和 47 年 4 月 1 日に発足）

※青森地域広域消防事務組合は平成 27 年 3 月 31 日で解散し、同年 4 月 1 日に青森地域
広域事務組合と統合

Ⅱ 名誉議員

議会議員として 30 年以上市政の発展に寄与し、退職した者（死亡による退職の場合、または退職後死亡した場合にはその遺族）に対し、議会の決議をもって名誉議員の称号を贈るものである。（青森市議会名誉議員に関する規程）

羽 賀 銀次郎 元議員 〈1884 年～1977 年〉 （昭和 51 年 3 月 27 日逝去）

（議員在職期間 昭和 3 年 12 月～昭和 7 年 12 月・昭和 11 年 4 月～昭和 42 年 5 月）

昭和 3 年 12 月の当選以来、7 期 35 年余りにわたり在職、青森市議会保安常任委員長や青森市選挙管理委員を務めた。

昭和 35 年 2 月 青森県褒賞授与

昭和 35 年 10 月 藍綬褒章授与

昭和 40 年 4 月 勲四等瑞宝章授与

昭和 42 年 3 月 青森市議会名誉議員の称号授与

昭和 51 年 3 月 従五位授与

三 上 惣之進 元議員 〈1903 年～1994 年〉 （平成 6 年 11 月 7 日逝去）

（議員在職期間 昭和 15 年 4 月～昭和 49 年 3 月）

昭和 15 年 4 月の当選以来、8 期 34 年余りにわたり在職、青森市議会衛生保安常任委員長、青森市議会建設常任委員長、青森市監査委員などを歴任したほか、昭和 44 年 12 月からの 4 年余りは議長の重責を務めた。

昭和 49 年 11 月 勲四等瑞宝章授与

昭和 52 年 3 月 青森市議会名誉議員の称号授与

平成 6 年 11 月 従五位授与

木 村 清 元議員〈1936年～2012年〉（平成24年9月12日逝去）
（議員在職期間 昭和38年5月～平成10年3月）

昭和38年5月の当選以来、連続9期34年余りにわたり在職、青森市議会経済建設常任委員長、青森市議会議会運営委員長などを歴任したほか、青森市農業委員や青森市広域事務組合議会議長を務めた。

平成 元年 12月 青森県褒賞授与
平成10年 6月 青森市議会名誉議員の称号授与
平成11年 4月 勲四等瑞宝章授与

中 村 勝 巳 元議員〈1925年～2011年〉（平成23年1月22日逝去）
（議員在職期間 昭和45年3月～平成14年3月）

昭和45年3月の当選以来、連続8期32年にわたり在職、青森市議会新幹線対策特別委員長、青森市議会予算決算特別委員長などを歴任したほか、長年にわたり青森市農業委員を務めた。

平成13年11月 青森県褒賞授与
平成14年 6月 青森市議会名誉議員の称号授与

五 戸 三次郎 元議員〈1936年～2020年〉（令和2年12月16日逝去）
（議員在職期間 昭和42年5月～平成22年11月）

昭和42年5月の当選以来、連続11期43年余りにわたり在職、青森市議会大学誘致対策特別委員長や青森市農業委員を歴任したほか、平成2年からの4年間は議長の大任を務めた。

平成18年11月 青森県褒賞授与
平成22年12月 青森市議会名誉議員の称号授与

工 藤 徳 信 元議員〈1936年～2022年〉（令和4年3月4日逝去）

（議員在職期間 昭和53年3月～平成22年11月）

昭和53年3月の当選以来、連続8期32年余りにわたり在職、青森市議会総務常任委員長、青森市議会新幹線対策特別委員長などを歴任したほか、平成10年3月から2年余りは議長の重責を務めた。

平成20年11月 青森県褒賞授与

平成22年12月 青森市議会名誉議員の称号授与

平成26年11月 旭日小綬賞授与

令和4年 4月 従五位授与

館 山 善 一 元議員〈1941年～2012年〉（平成24年1月8日逝去）

（議員在職期間 昭和53年3月～平成22年11月）

昭和53年3月の当選以来、連続8期32年余りにわたり在職、青森市議会総務企画常任委員長、青森市議会議会運営委員長などを歴任したほか、平成21年3月から1年余りは副議長の重責を務めた。

平成15年11月 藍綬褒章授与

平成22年12月 青森市議会名誉議員の称号授与

小田桐 金 三 元議員〈1934年～ 〉

（議員在職期間 昭和53年3月～平成30年11月）

昭和53年3月の当選以来、連続10期40年余りにわたり在職、青森市議会総務文教常任委員長や青森市監査委員などを歴任したほか、平成8年4月から2年余りは議長の重責を務めた。

平成30年12月 青森市議会名誉議員の称号授与

奥 谷 進 元議員 〈1934 年～ 〉

(議員在職期間 平成 2 年 3 月～令和 4 年 11 月)

平成 2 年 3 月の当選以来、連続 8 期 32 年余りにわたり在職、青森市議会議会運営委員会委員長や青森市監査委員などを歴任したほか、平成 18 年 11 月から 2 年余りは議長の重責を務めた。

令和元年 11 月 青森県褒賞授与

令和 4 年 8 月 旭日小綬賞授与

令和 4 年 12 月 青森市議会名誉議員の称号授与

藤 原 浩 平 元議員 〈1946 年～2023 年〉 (令和 5 年 10 月 24 日逝去)

(議員在職期間 平成 2 年 3 月～令和 4 年 11 月)

平成 2 年 3 月の当選以来、連続 8 期 32 年余りにわたり在職、青森市議会民生環境常任委員会委員長や青森市議会雪対策特別委員会委員長などを歴任したほか、長年にわたり青森市農業委員を務めた。

令和 4 年 12 月 青森市議会名誉議員の称号授与

渋 谷 勲 元議員 〈1950 年～ 〉

(議員在職期間 平成 2 年 3 月～令和 4 年 11 月)

平成 2 年 3 月の当選以来、8 期 32 年余りにわたり在職、青森市議会公立大学設置対策特別委員会委員長や青森市監査委員などを歴任したほか、平成 21 年 3 月から 1 年余りは議長の重責を務めた。

令和 4 年 12 月 青森市議会名誉議員の称号授与

Ⅲ 市長等一覧(令和6年4月1日現在)

歴代市長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	佐々木 誠 造	H 17. 4. 24	H 21. 4. 23
2	鹿 内 博	H 21. 4. 24	H 25. 4. 23
3	鹿 内 博	H 25. 4. 24	H 28. 10. 31
4	小野寺 晃 彦	H 28. 11. 28	R 2. 11. 26
5	小野寺 晃 彦	R 2. 11. 27	R 5. 4. 30
6	西 秀 記	R 5. 6. 4	現 在

歴代副市長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	佐 藤 健 一	H 19. 4. 1	H 20. 9. 30
2	米 塚 博	H 20. 10. 1	H 21. 4. 23
3	加賀谷 久 輝	H 21. 6. 1	H 25. 5. 31
4	加賀谷 久 輝 佐々木 淳 一	H 25. 6. 1 H 27. 6. 24	H 28. 8. 29 H 28. 8. 22
5	増 田 一 前 多 正 博	H 29. 1. 17 H 29. 9. 1	H 29. 9. 20 R 3. 3. 31
6	能代谷 潤 治	R 3. 4. 1	R 5. 6. 15
7	赤 坂 寛 横 山 英 大	R 5. 6. 29 R 5. 12. 27	現 在 現 在

歴代浪岡区長

順位	氏名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	長谷川 行 惇	H 17. 7. 1	H 19. 6. 30
2	長谷川 行 惇	H 19. 7. 1	H 21. 4. 23
3	福 士 芳 巳	H 21. 5. 11	H 23. 5. 10
4	福 士 芳 巳	H 23. 5. 11	H 25. 5. 10
5	福 士 芳 巳	H 25. 5. 11	H 27. 5. 10
6	工 藤 清 泰	H 27. 5. 11	H 28. 7. 7
7	棟 方 牧 人	H 29. 1. 17	H 31. 1. 16
8	棟 方 牧 人	H 31. 1. 17	R 3. 3. 31

※市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく浪岡地域自治区の設置期間は令和3年3月31日をもって満了した

Ⅳ 議会運営委員会申し合わせ事項

(令和5年2月17日 最終改正)

1 議会運営委員会の運営

- (1) 議会運営委員会の決定については、極力全会一致となるよう努めるものとする。
- (2) 委員外議員の取り扱いは、次のとおりとする。
 - ・ 議会運営委員会に委員2人以上を選出している会派の場合
 - ア 委員が1人でも出席できるときは、原則として欠席委員の代理者に対し委員外議員としての出席の要請をしない。
 - イ 委員全員が出席できないときは、原則として一委員の代理者に対し委員外議員として出席の要請をする。
 - ・ 議会運営委員会に委員1人を選出している会派の場合
 - 委員が出席できないときは、その代理者に対し委員外議員として出席の要請をする。
 - ・ 議会運営委員会に委員を選出できない無所属の場合
 - 一議員に対し委員外議員として出席の要請をする。
 - ・ 委員外議員席は委員長が指定し、名札を置く。
 - ・ 委員外議員が発言する場合は、委員長の許可を得なければならない。
 - ・ 委員外議員は、議会運営委員会の視察に参加できない。

(平成29年6月1日、令和4年11月28日・一部改正)

2 市長提出議案の取り扱い

- (1) 市長提出議案は、人事案を除き原則として委員会付託するものとする。
- (2) 市長提出議案は、原則として招集告示日に議会運営委員会で理事者からの説明後、議員に電磁的方法により配付する。

(平成29年6月1日・一部改正)

- (3) 人事案を除く追加議案は、事前に議会運営委員会の了承を得た上で会期中の総括質疑の対象となるように提出してもらう。なお、それ以後に提出されたものについては、最終日上程し即決とする。人事案は最終日上程し即決とする。

3 議員提出議案の取り扱い

- (1) 議員提出議案は、原則として開会日から受け付けし、翌日の午後5時までに提出するものとする。ただし、当日が市の休日に当たる場合はその翌日の午後5時までとする。
- (2) 意見書(案)及び決議(案)(以下「意見書(案)等」という。)について修正がある場合は、提出者は、予算特別委員会初日の正午までに修正した意見書(案)等を議会事務局に再提出するとともに、意見書(案)等に係る質疑・討論の通告締切までに、提出者が各議会運営委員会委員に対し修正内容及びその意図について説明を行うものとする。

(令和5年2月17日・追加)

- (3) 意見書及び決議については、原則として最終日上程し、委員会付託を省略し即決とする。

(令和5年2月17日・旧(2)繰下)

- (4) 条例案の取り扱いについては、議会運営委員会でその都度協議する。

(令和5年2月17日・旧(3)繰下)

4 一般質問

- (1) 一般質問は、原則として4日間をもって消化する。

ただし、一般質問の通告者が多い場合は、5日間をもって消化する。

(平成18年12月19日、平成22年12月21日・一部改正)

- (2) 一般質問の所要時間は、質問と答弁までを含め1人60分以内とし、原則として質問又は答弁の途中における休憩は行わないこととする。

(平成23年8月19日、平成24年5月23日、平成26年5月20日・一部改正)

- (3) 一般質問の通告書は告示と同時に受け付けし、開会日2日前(市の休日は日数に算入しない)の正午までとする。

(平成28年9月23日・一部改正)

- (4) 通告内容は具体的に記入し、通告外の質問は許可しない。

- (5) 通告書には、答弁を含め予定される所要時間を60分以内で記載する。

(平成23年8月19日、平成24年5月23日・一部改正)

- (6) 発言時間は、発言者が演壇に到着したときをもって計測を開始する。ただし、やむを得ない理由による質問又は答弁の途中における休憩の場合は、計測を停止する。

(平成26年5月20日・一部改正)

- (7) 発言の順序は議会運営委員会において抽選により決定する。

- (8) 原則として、1日目は各会派1人とする。ただし、1日目に全会派が一般質問することができない場合等の対応については、議会運営委員会で協議する。

- (9) 内容が重複するもの及び内容を是正する必要があると認められるものについては、あらかじめ議会運営委員会において調整を図る。

- (10) 1回目の質問及び答弁は登壇して行い、2回目以降の質問及び答弁は自席で行う。

(平成25年9月26日・一部改正)

- (11) 一般質問実施要領は、下記のとおりとする。

(平成26年5月20日・追加、令和2年11月20日・一部改正)

一般質問実施要領

項 目	内 容
1 趣 旨	市民、傍聴者によりわかりやすい議会を目指し、一般質問に一問一答方式を導入する。
2 発言通告	質問項目は、表題・要旨に2分類し、詳細に記載する。
3 質問方式	選択制 ①一問一答方式（質問回数 制限なし） 1 回目の質問…一括質問・一括答弁 2 回目以降の質問…一問一答 ②一括方式（質問回数 制限なし） すべて一括質問・一括答弁
4 質問時間	① ② 理事者答弁を含め 60 分
5 質問・答弁場所	① ② 1 回目のみ演壇で一括して行い、2 回目以降は自席で行う。
6 質問順序	① ② 原則、発言通告番号の順に行う。
7 答弁順序	① ② 1 回目は答弁者ごとにまとめて答弁し、2 回目からは原則、質問順に行う。

《運用ルール》

- (1) 発言通告書は、質問事項を具体的に記載し、表題、要旨の2項目に分類し、質問趣旨の明確化を図る。
また、数値に関する詳細な質問については、可能な限り通告することとし、答弁できない事態を避けるように努める。
- (2) 「市長の政治姿勢について」又は「地域問題について」の質問項目を通告する場合、小項目まで質問事項を明記する。
- (3) 質問、質疑の通告に当たっては、事前に聞き取りに応じることとする。また、発言通告書に聞き取り日時の記入欄を設け、記入がない場合は、議長は発言通告書を受理しないこととする。
- (4) 次の質問事項に入る場合は、「次に、〇〇〇について再質問します。」のように、質問の区切りが明確になるように努める。
- (5) 質問方式は一問一答方式または一括方式の選択制とし、どちらの方式も通告事項がすべて質問できるように、1 回目の質問及び答弁は演壇にて一括で行い、2 回目以降の質問及び答弁は自席で行う。
- (6) 一括方式の質問では、再質問で取り上げなかった質問事項（小項目がある場合は小項目ごと）について、改めて再質問することはできない。
- (7) 一問一答方式の質問では、終了した質問事項（小項目がある場合は小項目

ごと)に戻って再質問することはできない。質問事項内に再質問で取り上げなかった小項目がある場合において次の質問事項に入ったときは、同小項目は、終了した小項目とする。

(8) 一問一答方式は1つの問いに対し、答弁を返す方式であるため、原則、複数の問いをまとめて質問することはできない。

(9) 質問の趣旨確認のため、議員に対する質問趣旨の確認の機会を付与する。

5 質疑

(1) 市長提出議案に対する質疑は、原則としてすべての議案を一括議題とし総括質疑として行う。

(2) 総括質疑の通告は開会日から受け付けし、会期中の一般質問2日目正午までとする。

(3) 通告内容は具体的に、特に予算案、決算案にあっては款項まで記入し、通告外の質疑は許可しない。

(4) 発言の順序は議会運営委員会において抽選により決定する。

(5) 内容を調整する必要があるものについては、一般質問の例による。

(6) 所管委員会(予算及び決算特別委員会を含む。)の委員は、所管にかかわる議案についての総括質疑を遠慮する。

(平成23年9月27日・旧(7)繰上)

(7) 発言は自席で行う。

(平成23年9月27日・旧(8)繰上)

6 緊急質問

(1) 緊急質問は、あらかじめ議会運営委員会の了承を得た上で、議会の同意を得て行う。

(2) 通告内容は具体的に記入し、通告外のものには許可しない。

7 常任委員会(協議会を含む。)

(1) 市民の負託にこたえ議会活動を活発化させるために、毎月定例的(原則として21日)に常任委員会を開催するものとする。なお、継続審査事件を審査する場合は委員会とし、その他報告事項等を協議する場合は協議会として開催する。

(2) 正副議長は、それぞれ異なる常任委員会に所属するものとする。

(平成26年7月31日・追加)

8 特別委員会

(1) 常態的に存在する特別委員会は、定例会と定例会の間に開催し、継続審査を議決の上、議長へ閉会中の継続審査を申し出る。

(2) 次の定例会において、本会議に閉会中の継続審査(調査)申出書を配付し、議長が会議に諮り議決する。

(3) 常態的に存在する特別委員会にあつては、正副議長は、それぞれ異なる特別

委員会に所属するものとする。

(平成 26 年 7 月 31 日・追加)

9 予算特別委員会

- (1) 予算案はすべて、20 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。

(平成 18 年 12 月 19 日、平成 19 年 7 月 20 日、
令和 3 年 5 月 27 日・一部改正)

- (2) 委員は各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員の予算特別委員会及び決算特別委員会の委員の選任については、無所属議員の人数にかかわらず、次のとおり選任することができる。

① 第 1 回定例会予算特別委員会委員として 1 人

② 第 3 回定例会予算特別委員会又は決算特別委員会のどちらかの委員として 1 人

(令和 3 年 5 月 27 日・一部追加)

- (3) 委員には、議長を選任しないものとする。

(平成 26 年 8 月 20 日・追加)

- (4) 開催日数は、第 1 回においては 3 日間とし、第 2 回、第 3 回及び第 4 回定例会においては 2 日間とする。

(平成 18 年 12 月 19 日、平成 19 年 7 月 20 日・一部改正、
平成 26 年 8 月 20 日・旧(3)繰下)

- (5) 予算特別委員会において、同一会期内での一般質問及び質問に対する答弁を前提とした質疑を行うなど、一般質問の延長となる質疑を行ってはならない。ただし、現に同委員会に付託されている予算案等に係る質疑については、この限りでない。

(令和 4 年 8 月 23 日・追加)

- (6) 質疑の際には、事務事業名を明言することとし、事務事業名が付されていない事業（例えば、人件費に関すること等）の場合には、議案別冊のページ数及び款項目を明言する。

(令和 4 年 8 月 23 日・追加)

- (7) 反対が明確な議案については、予算特別委員会及び本会議における予算案の採決の際、一括採決とする。

(平成 19 年 7 月 20 日・一部改正、平成 26 年 8 月 20 日・
旧(4)繰下、令和 4 年 8 月 23 日・旧(5)繰下)

- (8) 予算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を 1 名選出し、理事会を設ける。なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。

(平成 26 年 8 月 20 日・旧(5)繰下、令和 4 年 8 月 23 日・旧
(6)繰下)

- (9) 予算特別委員会開催要領は、下記のとおりとする。

(平成 19 年 7 月 20 日・一部改正、平成 26 年 8 月 20 日・

旧(6)繰下、令和4年8月23日・旧(7)繰下)

予算特別委員会開催要領

(平成19年7月20日・名称改正)

(1) 開催日数について

- ① 第1回定例会においては、3日間開催する。
- ② 第2回、第3回及び第4回定例会においては、2日間開催する。

(平成19年7月20日・一部改正)

(2) 会議時間について

午前10時から午後5時までとする。

(3) 休憩時間について

昼食のため60分、また、午後トイレタイムとして適宜30分程度設ける。

(4) 発言時間(答弁を含む)について

ア 会派持ち時間制(小数点以下は切り捨て)とする。

会派持ち時間 = 実質会議時間 ÷ 全議員数 × 会派所属議員数

※ 3日間開催の場合

実質会議時間 会議時間 休憩時間 採決に要する時間
930分 = 420分 × 3日 - 90分 × 3日 - 60分

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数(人)	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間(分)	319	290	261	232	203	174	145	116	87

※ 2日間開催の場合

実質会議時間 会議時間 休憩時間 採決に要する時間
600分 = 420分 × 2日 - 90分 × 2日 - 60分

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数(人)	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間(分)	198	180	162	144	126	108	90	72	54

イ 質疑者数は会派にゆだねるものとする。

ウ 各委員の発言時間は、会派持ち時間内で融通することができる。

エ 会派持ち時間の計測は、担当書記において行う。

(平成19年7月20日、平成26年8月20日・令和4年11月28日・一部改正)

10 決算特別委員会

(平成19年7月20日・追加)

- (1) 決算はすべて、20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これ

に付託の上、審査する。

- (2) 委員は各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員の予算特別委員会及び決算特別委員会の委員の選任については、無所属議員の人数にかかわらず、次のとり選任することができる。

- ① 第1回定例会予算特別委員会委員として1人
- ② 第3回定例会予算特別委員会又は決算特別委員会のどちらかの委員として1人

(令和3年5月27日・一部追加)

- (3) 委員には、議長及び監査委員である議員を選任しないものとする。

(平成26年8月20日・追加)

- (4) 開催日数は、2日間とする。

(平成26年8月20日・旧(3)繰下)

- (5) 質疑の際には、前年度の事務事業名を明言することとし、事務事業名が付されていない事業(例えば、人件費に関すること等)の場合には、議案別冊のページ数及び款項目を明言する。

(令和4年8月23日・追加)

- (6) 反対が明確な議案については、決算特別委員会及び本会議における決算案の採決の際、一括採決とする。

(平成26年8月20日・旧(4)繰下、令和4年8月23日・旧(5)繰下)

- (7) 決算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を1名選出し、理事会を設ける。なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。

(平成26年8月20日・旧(5)繰下、令和4年8月23日・旧(6)繰下)

- (8) 決算特別委員会開催要領は、下記のとおりとする。

(平成26年8月20日・旧(6)繰下、令和4年8月23日・旧(7)繰下)

決算特別委員会開催要領

- (1) 開催日数について
2日間開催する。
- (2) 会議時間について
午前10時から午後5時までとする。
- (3) 休憩時間について
昼食のため60分、また、午後トイレタイムとして適宜30分程度設ける。
- (4) 発言時間(答弁を含む)について
ア 会派持ち時間制(小数点以下は切り捨て)とする。
会派持ち時間＝実質会議時間÷全議員数×会派所属議員数

※ 実質会議時間

実質会議時間 会議時間 休憩時間 採決に要する時間
600分 = 420分×2日 - 90分×2日 - 60分

[会派所属議員数と会派持ち時間の関係]

会派所属議員数(人)	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間(分)	198	180	162	144	126	108	90	72	54

イ 質疑者数は会派にゆだねるものとする。

ウ 各委員の発言時間は、会派持ち時間内で融通することができる。

エ 会派持ち時間の計測は、担当書記において行う。

(平成26年8月20日、令和4年11月28日・一部改正)

11 委員長報告

(平成19年7月20日・旧10繰下)

- (1) 本会議最終日の委員長報告は、「委員会に付託された議案名(請願・陳情を含む)及び審査結果」を朗読するものとし、主たる質疑応答については、委員長報告書を作成の上、議員及び議場に入場している理事者へ配付する。配付した委員長報告書の内容を本会議の会議録に掲載する。
- (2) 委員会における閉会中の継続審査事件は、最初に報告する。
- (3) 議会運営に関する事項については、委員長報告を省略する。
- (4) 委員長報告に対する質疑は、あくまでも委員会の審査経過及び結果に対する疑義、少数意見に対する疑義をたゞす範囲に限られ、議案等に対する質疑は審査を重複することになり許されない。
- (5) 答弁は委員長が行うべきであり、市当局に代理答弁を求めることは許されない。ただし、修正案が提出された場合は、その修正に伴う関係予算等について必要に応じて、市当局が代わって答弁することは差し支えない。
- (6) 委員長が答弁する場合は私見を加えることは許されない。
- (7) 委員長は必要に応じて副委員長に補足説明させることができる。

12 本会議最終日の質疑・討論の通告締め切り

(平成25年9月26日・追加)

- (1) 本会議最終日に行う質疑・討論の通告締め切りの日時は、予算特別委員会最終日の午後5時とする。ただし、予算特別委員会の閉会時刻が午後4時を過ぎた場合は、その締め切りを翌日の正午まで延長するものとし、その日が市の休日に当たる場合は、その翌日の正午までとする。
- (2) 不測の追加議案で本会議最終日に市長から提出されるものに係る質疑・討論の通告締め切り日時は、上記(1)にかかわらず、議会運営委員会でその都度協議する。

13 起立採決における着席者の取り扱い

(平成 25 年 9 月 26 日・追加)

起立採決の際着席したままの者は、問題を否とする者とみなす。

14 常任委員（協議）会、特別委員会及び議会運営委員会の記録作成及び公開

(平成 28 年 2 月 26 日・全部改正、平成 30 年 11 月 27 日・一部改正、令和 2 年 11 月 20 日・一部改正)

- (1) 常任委員（協議）会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会等」という。）の会議概要（記録）は全文反訳をもとに作成するものとする。

(平成 30 年 11 月 27 日・一部改正)

- (2) 予算特別委員会及び決算特別委員会の会議概要は、次の定例会前に本会議の会議録とあわせて議員及び関係する理事者へ配付する。また、それ以外の委員会等の会議概要は、会議の 2 カ月後を目途に議員及び関係する理事者へ配付する。

- (3) 会議概要の配付は電磁的方法を用いるものとする。

- (4) 常任委員（協議）会の会議概要は、公開するものとする。

(令和 2 年 11 月 20 日・追加)

- (5) 特別委員会及び議会運営委員会の会議概要は、付託議案等の審査を行った部分のみを対象として公開するものとする。

(平成 28 年 5 月 27 日・追加、令和 2 年 11 月 20 日・一部改正)

- (5) 会議概要の公開は、市議会ホームページで PDF 形式により、上記（2）の会議概要を配布する際にそれぞれ行うものとする。

(平成 28 年 5 月 27 日・追加、平成 28 年 9 月 23 日、令和 2 年 11 月 20 日・一部改正)

15 請願・陳情

(平成 19 年 7 月 20 日・旧 12 繰下、平成 25 年 9 月 26 日・旧 13 繰下)

- (1) 請願は、開会日の翌日の午後 5 時（当日が市の休日の場合は、その翌日の午後 5 時）までに提出されたものについては、所管委員会に付託の上、審査し、それ以後に提出されたものについては、会期の最終日において所管委員会に閉会中の継続審査事件として付託する。ただし、緊急を要するものについては、最終日の本会議で審査することができる。

(平成 27 年 4 月 21 日・旧(2)繰上・一部改正)

- (2) 複数項目の請願が提出された場合は、内容が密接不可分で分割することができない場合を除き、1 項目ずつの請願が提出されたものとして取り扱う。

(平成 27 年 4 月 21 日・旧(3)繰上・一部改正)

- (3) 複数項目の請願が提出された場合において、項目を分割できるかどうかについて疑義があるときは、議会運営委員会でその取り扱いについて協議する。

(平成 27 年 4 月 21 日・旧(4)繰上・一部改正)

- (4) 審査に当たり、請願者から意見を聴く必要があると認めるときは、原則として、当該請願者に対し委員会条例第 29 条に規定する参考人として出席を求めるものとする。

(令和 3 年 7 月 27 日・追加)

- (5) 閉会中に提出された請願については、議長がその都度受理し、次の議会において所管の委員会に付託する。

(平成 27 年 4 月 21 日・旧(5)繰上・一部改正、
令和 3 年 7 月 27 日・旧(4)繰下)

- (6) 請願の紹介

ア 正副議長は紹介議員となることを遠慮する。

イ 正副委員長及び委員は自己の所属する委員会に係る請願の紹介議員となることを遠慮する。

(平成 27 年 4 月 21 日・旧(6)繰上、令和 3 年 7 月 27 日・旧(5)繰下)

- (7) 国政に係る請願については、類似の議員提出議案と調整する。

(平成 27 年 4 月 21 日・旧(7)繰上・一部改正、
令和 3 年 7 月 27 日・旧(6)繰下)

- (8) 陳情については、議長呈覧とし、受理の都度、その写しを議員及び関係する理事者に電磁的方法により配付する。

(平成 27 年 4 月 21 日・追加、平成 28 年 9 月 23 日・一部
改正、令和 3 年 7 月 27 日・旧(7)繰下)

- (9) 議員は、受理した陳情のうち、その内容に賛同するものについては、紹介議員となるよう努め、陳情者に対し請願として提出するよう働きかけるものとする。

(平成 27 年 4 月 21 日・全部改正、令和 3 年 7 月 27 日・旧(8)繰下)

- (10) 受理した陳情のうち、上記(9)によらず委員会に付託して審査すべきとの意見が議員から出されたものについては、議会運営委員会で随時その取り扱いを協議し、委員会に付託して審査するかどうかを決定する。

(平成 27 年 4 月 21 日・追加、令和 3 年 7 月 27 日・旧(9)繰下・一部改正)

- (11) 上記(10)の結果、委員会に付託して審査することが決定した陳情については、当該決定が開会日の翌々日(当日が市の休日の場合は、その翌日)までになされたときは、所管委員会に付託の上、審査し、それ以後に当該決定がなされたときは、会期の最終日において所管委員会に閉会中の継続審査事件として付託する。ただし、緊急を要するものについては、最終日の本会議において審査することができる。

(平成 27 年 4 月 21 日・追加、令和 3 年 7 月 27 日・旧(10)繰下・一部改正)

- (12) 委員会に付託して審査することが決定した陳情については、上記(2)及び(4)までを準用する。

(平成 27 年 4 月 21 日・追加、令和 3 年 7 月 27 日・旧(11)繰下・一部改正)

16 要請及び要望書

(平成 19 年 7 月 20 日・旧 13 繰下、平成 25 年 9 月 26 日・旧 14 繰下)

要請及び要望書等については、常任委員会の審査を経ないで、議長呈覧とする。

17 議員派遣

(平成 19 年 7 月 20 日・旧 14 繰下、平成 25 年 9 月 26 日・旧 15 繰下)

- (1) 地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 169 条に基づく議員派遣については、総括質疑の日及び最終日に議決するものとする。なお、総括質疑の日に議決するものについては、一般質問初日正午までに申し込むものとし、最終日に議決するものについては、予算特別委員会最終日までに申し込むものとする。
(平成 25 年 4 月 26 日・一部改正)
- (2) 行政視察先の選定に当たっては、市民の誤解を招くことのないよう慎重に対応するものとする。
- (3) 行政視察の実施に当たっては、視察の実効性を高めるとともに、透明性を確保するため、原則として視察相手先へあらかじめ依頼文書を送付するものとする。ただし、視察の性質上、事前の依頼文書の送付が困難である場合は、視察報告書にその経過等を記載するものとする。
- (4) 改選期における行政視察は、選挙前の早い時期に実施するよう努めるものとし、任期最終の定例会終了後は、やむを得ない事情のない限り自粛するものとする。

18 議会基本条例の研修 (平成 26 年 8 月 25 日・追加)

- (1) 青森市議会基本条例第 21 条第 2 項の規定に基づく研修については、議長が主催する。
(令和 4 年 9 月 28 日・一部改正)
- (2) 議長は、研修を行うに当たっては、必要に応じて助言・支援等を得ることができるものとする。
- (3) 本研修会は、議員派遣の対象とする。

19 情報通信機器の持ち込み

(平成 28 年 5 月 27 日・追加、平成 30 年 4 月 20 日・一部改正)

市から貸与されたタブレット端末及び議長から許可を受けた個人所有のタブレット端末等を除き、原則として携帯電話やパソコンなどの情報通信機器を議場や委員会室へ持ち込まないこととする。

20 聴覚に障害のある者の傍聴

(平成31年2月14日・追加)

※(1)及び(5)は平成31年4月1日から適用)

聴覚に障害のある者が本会議の傍聴を希望する場合において、手話通訳を必要とするときの取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 手話通訳は、傍聴を希望する聴覚に障害のある者等の申請に基づき、予算の範囲内で行う。
- (2) 手話通訳の申請期限は、傍聴予定日の5日前(市の休日は日数に算入しない)までとする。
- (3) 手話通訳者は議会事務局において手配し、通訳に必要な人員を配置する。この場合において、やむを得ない理由により配置できないときは、速やかにその旨を手話通訳の申請者に連絡するものとする。
- (4) 手話通訳の申請者が傍聴予定日等を変更する場合や傍聴を中止する場合は、傍聴予定日の2日前(市の休日は日数に算入しない)までにその旨を届け出てもらうものとする。
- (5) 手話通訳に要する費用は、議会が負担する。

令和6年4月発行

青森市議会要覧 令和6年度版

編集・発行 青森市議会事務局

青森市中央一丁目22番5号

電話(017) - 734 - 5743 (直通)

FAX(017) - 734 - 5824

ホームページアドレス <http://www.city.aomori.aomori.jp/gikai/top.html>

メールアドレス gikai-gijichosa@city.aomori.aomori.jp